

## 6-12 道路工事保安設備設置基準(案)

(平成30年3月改定)

# 道路工事保安設備設置基準

平成19年4月

（平成30年3月改定）

愛知県建設部

## まえがき

道路工事現場における標示等の設置に関する基準は、『道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年）』『道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年）』及び、これらに基づいて制定された『道路占用工事の実施に関する基準〔解説・運用編（案）〕（平成元年4月）の解説別添1『保安設備設置基準』（愛知県建設部）が運用されている。また、これに加え、平成18年3月31日には、道路利用者に対してわかりやすい情報の提供を目的とした『道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について』及び『道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について』が新たに施行され、運用されている。このような経緯を踏まえ、本『道路工事保安設備設置基準』は、これらを総括したものとして、従来の『保安設備設置基準』を改定し、道路管理者・占用者の道路工事に適用する基準としてとりまとめたものである。（従来の『保安設備設置基準』は廃止とする。）

主な改定点は、以下のとおりである。

- (1) 上位基準の改定への対応。（『道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について』、『道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について』の新設。）
- (2) 保安設備等の標準様式における特記事項の追記。
- (3) 保安設備設置標準図における各保安設備のイラスト化。
- (4) 警戒標識(213：道路工事中)の予告位置の明記。
- (5) 警戒標識(213：道路工事中)の予告位置の規定において、渋滞長、迂回路への配慮の明記。
- (6) 車両への工事開始時期予告看板の様式の規定。
- (7) 休工中の標示板の扱いの規定。
- (8) 標識等への設置者名の記載の規定。

尚、近年、施工現場で用いられている縦長の蛍光高輝度反射シートを用いた立て看板の適用については、現在、その仕様を国土交通省で策定中であり、近時の改定による現場の混乱を避けるため、本基準では参考扱いとした。

（平成30年3月改定）

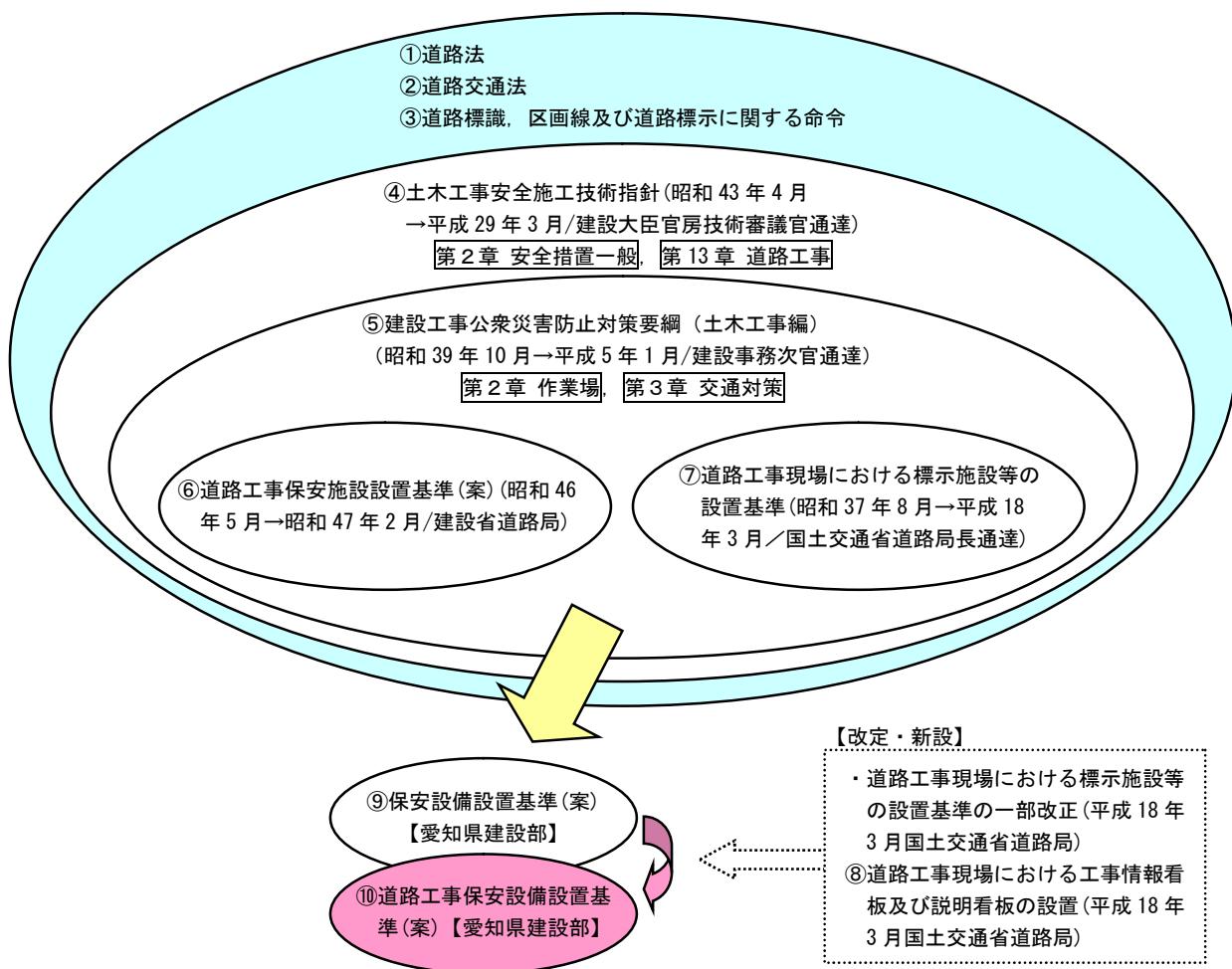
以下、基準に反映した。

- ・規制標識、警戒標識の設置について、「それを含む標示板で代替できる」としていた点を改定し、「標識を設置した上で、標示板はその補助として設置する」と、それぞれの取り扱いを明確にした。また、これ以外にも、平成19年の制定後、Q&Aにより示していた方針を明記した。
- ・その他、事務所からの意見、問合せに応じ、内容を補足。

### 適用関係基準類：

- ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）
- ・道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年建設省発第372号）
- ・道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月建設省道路局）
- ・道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（平成18年3月国道利第37号国道国防205号）
- ・道路工事現場における工事情報看板及び説明看板の設置について（平成18年3月国道利第38号国道国防206号）

## 【関係基準類の体系イメージ】



## 【関係基準類改訂経緯】

	制定年	最終改正	昭和 20 30 40 50 60	平成 元 10 20
① 道路法	昭和27年6月	平成29年6月	▼	▼
② 道路交通法	昭和35年6月	平成29年6月	▼	▼
③ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	昭和35年12月	平成29年4月	▼	▼
④ 土木工事安全施工技術指針	昭和43年4月	平成29年3月	▼	▼
⑤ 市街地土木工事公衆災害防止対策要綱	昭和39年10月	平成5年1月廃止	▼	▼
建設工事公衆災害防止対策要綱	平成5年1月	平成5年1月		▼
⑥ 道路工事保安施設設置基準(案)	昭和46年5月	昭和47年2月	▼	▼
⑦ 道路工事現場における標示施設等の設置基準	昭和37年8月	平成18年3月	▼	▼
⑧ 道路工事現場における工事情報看板及び説明看板の設置	平成18年3月	平成18年3月		▼
⑨ 保安設備設置基準(案) 【愛知県建設部】	平成元年4月	平成19年4月廃止		▼
⑩ 道路工事保安設備設置基準【愛知県建設部】	平成19年4月	平成30年3月		▼

・H18.3『道路工事現場における標示施設等の設置基準』一部改正  
・H18.3『道路工事現場における工事情報看板及び説明看板の設置』制定

## 道路工事保安設備設置基準

### 目 次

#### まえがき

第1章 総 則	1
1-1 目 的	2
1-2 適用範囲	2
1-3 関係法令の遵守	2
第2章 保安設備設置基準	3
2-1 保安設備の設置目的	4
2-2 保安設備の標準様式	5
2-3 保安設備の設置方法	27

# 第1章 總 則

## 第1章 総則

### 1-1 目的

本基準は、道路工事に関する情報を分かりやすく、道路利用者に提供するとともに、安全かつ円滑な道路交通を確保するために、標示施設、保安設備等の設置に関する標準的な事項を示したものである。

本基準は、標準的な事項を定めたものであり、適用にあたっては、それぞれの道路状況、現場状況を十分勘案のうえ、適切に実施しなければならない。

### 1-2 適用範囲

本基準は、愛知県が管理する道路上で行われる全ての工事（占用工事を含む）に適用する。

ただし、緊急補修工事や、工事が1日で完了、かつその作業時間帯（交通規制に要する時間を含む）が、交通量の多い時間を外した昼間およそ4時間以内の軽易な工事については対象外とするが、この場合においても可能な範囲で適用されたい。

### 1-3 関係法令の遵守

道路工事の施工にあたっては、本基準のほか工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に行わなければならない。

## 第2章 保安設備設置基準

## 第2章 保安設備設置基準

### 2-1 保安設備の設置目的

道路に関する工事の施工に際しては、公衆が誤って作業区域に立ち入ることのないよう、固定さく又は、これに類する工作物を設置するとともに、工事による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、道路管理者及び所轄警察署の指示するところに従い、各保安設備をその目的（表1『保安設備設置目的』参照）に応じて適切に設置しなければならない。

表1『保安設備設置目的』

番号	区分	名 称	規 格	記 号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	工事情報の提供
(1)	標示板	工事中看板		⑥					○
(2)		工事予告看板		⑯					○
(3)		工事説明看板		⑰					○
(4)		工事情報看板		⑱					○
(5)		まわり道案内板		⑲	○				
(6)		まわり道予告板		⑳	○				
(7)・参①		片側交互通行	⑯ ⑲	○				○	
(8)・参②		工事区間終り	⑭ ⑲				○		
(9)		電光表示板		⑪	○		○	○	
(10)		工事内容		⑲					○
(11)		矢印板		➡	○		○	○	
(12)	道路標識	まわり道	案内標識(120-A)	⑲	○				
(13)		道路工事中	警戒標識(213)	①			○		
(14)		工事予告標識①	補助標識(501)	⑲			○		
(15)		工事予告標識②	補助標識(501)	⑲			○		
(16)		車線数減少	警戒標識(211)	②			○		
(17)		二方向交通	警戒標識(212-2)	③			○		
(18)		徐行	規制標識(329)	⑤				○	
(19)		指定方向外進行禁止	規制標識(311-F)	④	○			○	
(20)	移動柵	バリケード	A型バリケード	➤➤		○	○		
(21)	固定柵	パネルフェンス		●●		○	○		
(22)		カラーコーン		○	○		○		
(23)		歩道柵		○○○		○	○		
(24)	保安灯	赤色灯		●	○	○	○		
(25)		すずらん灯・チューブライト		㉕	○	○	○		
(26)		回転灯		⑩			○		
(27)		休工中ステッカー		㉖					○
(28)		設置者ステッカー		㉗					○
参③		標示板(段差注意)		㉙			○		
参④		標示板(段差予告)		㉚			○		
参⑤		標示板(停止位置)		㉛			○		
参⑦		標示板(工事予告)		㉕			○		
参⑧		標示板(車線数減少)		㉖	○		○		
参⑨		標示板(徐行)		㉗					
参⑩		標示板(迂回路)		㉘					
一	その他	工事用照明灯		💡			○		
一		交通誘導員		人◆	○			○	
一		作業車		□□		○			

## 2-2 保安設備の標準様式

工事の施工に際して用いる、標示板、道路標識、移動柵、保安灯等の保安設備の標準様式は、表2『保安設備標準様式図』のとおりとする。

表2 保安設備標準様式図（1 /17）

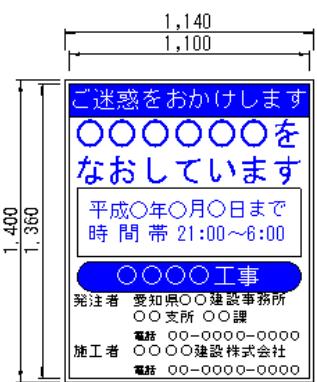
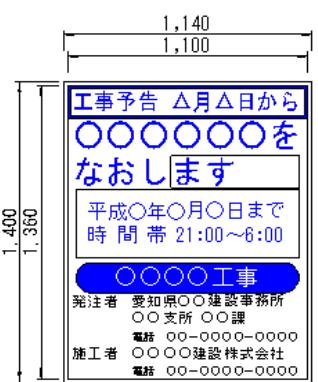
番号	(1)	(2)
区分	標示板	標示板
名称	工事中看板	工事予告看板
様式 および 標準寸法 (単位mm)	 <p>ご迷惑をおかけします ○○○○○○を なおしています 平成〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00~6:00 ○○○○工事 発注者 愛知県〇〇建設事務所 〇〇支所 〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 施工者 ○〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>	 <p>工事予告 △月△日から ○○○○○○を なおします 平成〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00~6:00 ○○○○工事 発注者 愛知県〇〇建設事務所 〇〇支所 〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 施工者 ○〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事区間の起終点に設置する。（起終点に安全に設置できない場合は、起終点の外側直近に設置する。）</li> <li>車線規制を行う場合は、規制区間の起終点にも設置する。</li> <li>ドライバー等の視認性を考慮した箇所に、歩行者等の支障にならないように設置する。（補足②参照）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事区間の起終点外側直近に設置する。（起終点に安全に設置できない場合は、起終点の外側直近に設置する。）</li> <li>ドライバー等の視認性を考慮した箇所に、歩行者等の支障にならないように設置する。（補足②参照）。</li> </ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路工事開始から道路工事終了までの間設置する。</li> <li>占用工事等では、仮復旧と本復旧でそれぞれの工事期間毎に設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路工事を開始する1週間以上前から道路工事を開始するまでの間設置する</li> </ul>
特記事項	<p>規格色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。</li> <li>「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間は青色文字とする。</li> <li>工事種別、工事内容については、補足①を参考に記載する。</li> <li>他の文字及び線は白地に黒色とする。</li> <li>縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</li> <li>高輝度反射式または同等以上のものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「工事予告 ○月○日から」については、青色文字とし、その他の文字等については工事中看板と同じとする。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間帯には、作業時間帯を記載する。</li> <li>夜間の視認性を確保するため、全面を高輝度反射式とすることとし、この場合、照明等は不要とする。 なお、高輝度反射式に代えて、工事用照明等により視認性を確保することも可とする。</li> <li>平日昼間以外にも至急の連絡が想定される場合など、必要な場合には、その連絡先について、(平日)・(夜間・休日)等の表現を用いて、2段書きにて標示すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間帯には、作業時間帯を記載する。</li> <li>夜間の視認性を確保するため、全面を高輝度反射式とすることとし、この場合、照明等は不要とする。 なお、高輝度反射式に代えて、工事用照明等により視認性を確保することも可とする。</li> <li>工事中看板を利用して、ステッカー等で標示しても良い。この場合は、ステッカー等についても、高輝度反射式等看板と同様の仕様とすること。</li> <li>工事開始時に速やかに撤去又はステッカー等を取り外すこと。</li> </ul>
記号	(6)	(16)

表2 保安設備標準様式図（2 /17）

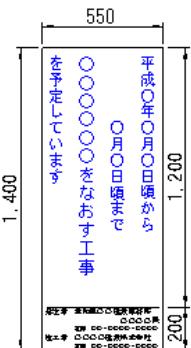
番号	(3)	(4)
区分	標示板	標示板
名称	工事説明看板	工事情報看板
様式 および 標準寸法 (単位mm)		
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施されている道路工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて、歩道に設置する。</li> <li>ドライバーから極力、注視されにくい位置に歩道側に向けて設置する（補足②参照）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定されている道路工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。</li> <li>ドライバーから極力、注視されにくい位置に歩道側に向けて設置する（補足②参照）。</li> </ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路工事開始から道路工事終了までの間設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路工事を開始する1週間以上前から道路工事を開始するまでの間設置する</li> </ul>
特記事項	<p>規格色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字とする。</li> <li>「○○○○をなおしています」等の工事内容については青色文字とする。</li> <li>工事内容については、補足①を参考に記載する。</li> <li>その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。</li> </ul>	<p>色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「○○○○をなおす工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事内容については、補足①を参考に記載する。</li> <li>その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。</li> <li>工事開始時に速やかに撤去すること。</li> </ul>
記号	(17)	(18)

表2 保安設備標準様式図（3 /17）

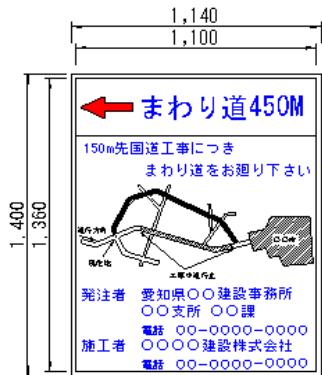
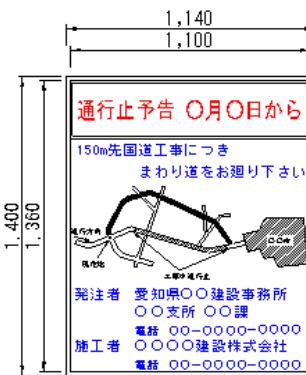
番号	(5)	(6)
区分	標示板	標示板
名称	まわり道案内板	まわり道予告板
様式 および 標準寸法 (単位mm)		
設置位置	・工事のため迂回路を設ける場合に、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置する。	・工事のため迂回路を設ける場合に、迂回路情報をドライバーに提供するため、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示した標示板を設置する。
設置期間	・通行止め開始から終了までの間設置する。	・通行止めを開始する1週間以上前から開始までの間設置する。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>矢印は、赤色とする。</li> <li>その他の文字、及び、記号は、白地に青色文字とする。</li> <li>縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。</li> </ul>	・「工事予告 ○月○日から」については、赤色文字とし、その他の文字等についてはまわり道案内板と同じとする。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点の状況によっては、迂回路の入口の他、交差点の手前等に複数枚設置すること。</li> <li>夜間、休日等で規制をしていない場合は撤去、または標示板上部のまわり道案内部分を隠す「休工中」や「本日規制なし」等のステッカーを貼ること。</li> <li>夜間も規制を行い、視認性を確保する必要がある場合は、高輝度反射式の採用や工事用照明を使用するなど配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まわり道案内板を利用して、ステッカー等で標示しても良い。</li> <li>通行止め開始時に速やかに撤去又はステッカー等を取り外すこと。</li> </ul>
記号	(19)	(20)

表2 保安設備標準様式図（4 /17）

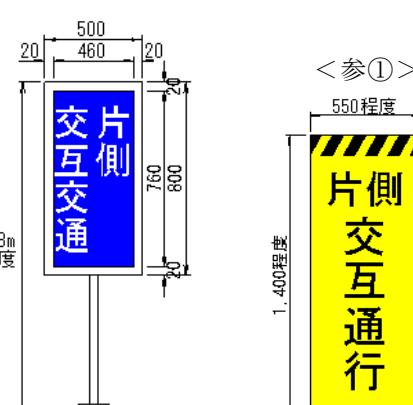
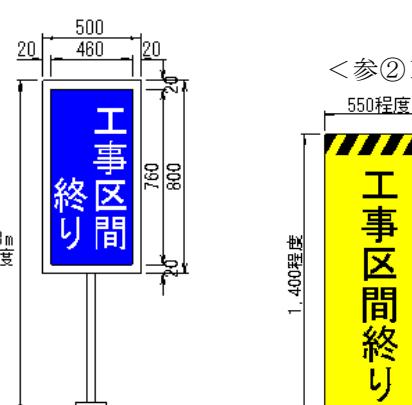
番号	(7)	(8)
区分	標示板	標示板
名称	片側交互通行	工事区間終り
様式 および 標準寸法 (単位mm)	 <p>1.8m程度</p> <p>500 460 20 20 800 760 30</p> <p>&lt;参①&gt; 550程度</p> <p>1.400程度</p>	 <p>1.8m程度</p> <p>500 460 20 20 800 760 30</p> <p>&lt;参②&gt; 550程度</p> <p>1.400程度</p>
設置位置	・片側交互通行箇所の手前50m地点に設置する。	・工事区間の終点に設置する。
設置期間	・片側交互通行開始から終了までの間設置する。	・道路工事開始から道路工事終了までの間設置する。
特記事項 規格 色彩 等	<p>(青色標示板の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文字および縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。</li> <li>一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする</li> </ul> <p>(&lt;参①&gt;の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規格、色彩等は任意とする。</li> </ul>	<p>(青色標示板の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文字および縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。</li> <li>一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする</li> </ul> <p>(&lt;参②&gt;の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規格、色彩等は任意とする。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、休日等で片側交互通行を実施していない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。</li> <li>青色標示板もしくは参①のいずれかを設置すればよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。</li> <li>青色標示板もしくは参②のいずれかを設置すればよい。</li> </ul>
記号	(15) (28)	(14) (29)

表2 保安設備標準様式図（5 /17）

番号	(9)	(10)
区分	標示板	標示板
名称	電光表示板	工事内容
様式 および 標準寸法 (単位mm)		
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通流の多い道路上で工事を施工する場合に、工事箇所の交通流に対面する箇所に設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路面清掃等の作業車に、後続車両へ作業用内容を提供するために設置する。</li> </ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路工事開始から道路工事終了までの間設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業開始から作業終了までの間設置する。</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識板頭部には、確認距離200m以上の効果をもつ回転灯を設置する。</li> <li>構造形式は任意とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>字体は、ゴシック体とし、文字及び縁線は白色スコッチャライト、地色は青色とする。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>当標示板は、警戒標識(213)や規制標識(329)の代替にはならないため、これらの標識は別途設置すること。 なお、その際、標識の乱立により、道路利用者が認識しづらくなることがないよう、それぞれの配置位置に配慮すること。</li> </ul>	
記号	(11)	(21)

表2 保安設備標準様式図（6 /17）

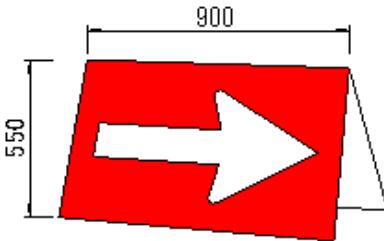
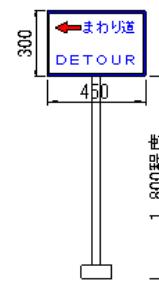
番号	(11)	(12)
区分	標示板	道路標識
名称	矢印板	まわり道
様式 および 標準寸法 (単位mm)		案内標識（120-A） 
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事区間の起点等、交通流に対面する箇所に必要に応じて、設置する。</li> <li>交通流の安全な誘導を促すために用いる。 (補足③参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まわり道の途中の交差点手前10m（予告）及び、後方10m（確認）に設置する。</li> <li>但し、迷い込む恐れのない小分岐は除く。</li> <li>標示板の設置向きは、車両進行方向に対して予告は直角、確認は40度の角度とする。</li> </ul>
設置期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>通行止め開始から終了までの間設置する。</li> </ul>
特記事項	規格色彩等	
摘要		
記号		(22)

表2 保安設備標準様式図（7 /17）

番号	(13)	(14)
区分	道路標識	道路標識
名称	道路工事中	工事予告標識①
様式 および 標準寸法 (単位mm)	<p>警戒標識（213）</p>	<p>補助標識（501）</p>
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中または作業中である区間の両面における左側の路端に設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中または作業中である区間の手前50m地点、100m地点に設置する。</li> </ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事または作業開始から終了までの間設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事または作業開始から終了までの間設置する。</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>拡大率は、1倍または1.3倍を標準とする。</li> <li>但し、場所によっては1.6倍を用いることができるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拡大率は、本標識と同一とする。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。</li> <li>日によって工事区間が移動する場合は、その都度工事区間に合わせて、設置するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。</li> <li>日によって工事区間が移動する場合は、その都度工事区間に合わせて、設置するものとする。</li> <li>参⑦は工事予告標識①の代わりにはならない。</li> </ul>
記号	(1)	(23)

表2 保安設備標準様式図（8 /17）

番号	(15)	(16)
区分	道路標識	道路標識
名称	工事予告標識②	車線数減少
様式 および 標準寸法 (単位mm)	<p>補助標識（501）</p> <p>&lt;参⑦&gt;</p>	<p>警戒標識（211）</p> <p>(現場状況に応じ 反転も可とする)</p>
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地の交通量、渋滞長を考慮のうえ、必要に応じて200m～1kmの間に適宜設置するものとする。</li> <li>渋滞端部、及び、渋滞端部手前の分岐路の交差点位置を勘案し、設置するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車線数減少箇所の手前50mから200mまでの地点に設置する。</li> </ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>当日の工事または作業開始から終了までの間設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車線規制開始から終了までの間設置する。</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>拡大率は、本標識と同一とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拡大率は、1倍または1.3倍を標準とする。</li> <li>但し、場所によっては1.6倍を用いることができるものとする。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、休日等で工事を実施していない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。</li> <li>日によって工事区間が移動する場合は、その都度工事区間に合わせて、設置するものとする。</li> <li>上記様式のものに代えて、参⑦を設置しても良い。</li> <li>なお、参⑦を用いる場合は、撤去又は覆い等に代えて、休工中ステッカーを貼ることができる。</li> <li>参⑦で代替できるのは、適宜設置する工事予告標識②に限られ、工事予告標識①を代替することはできないため注意すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、休日等で車線規制を行っていない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。</li> <li>日によって工事区間が移動する場合は、その都度工事区間に合わせて、設置するものとする。</li> <li>参⑧は 上記標識の代替とはならない。</li> <li>上記標識に加え、その補助として、必要な参⑧を設置し、ドライバーを的確に誘導すること。</li> <li>なお、参⑧には、撤去又は覆い等に代えて、休工中ステッカーを貼ることができる。</li> </ul>
記号	(24)	(2)

表2 保安設備標準様式図（9 /17）

番号	(17)	(18)
区分	道路標識	道路標識
名称	二方向交通	徐行
様式 および 標準寸法 (単位mm)	<p>警戒標識（212の2）</p>	<p>規制標識（329）</p> <p>（以下の標示も可とする）</p>
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>対向車線が分離されている道路から非分離の道路となる手前50mから200mまでの地点に設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通量および現場の状況により、徐行を必要とする箇所（車線数減少、幅員減少等）に適宜設置するものとし、必要箇所の手前に設置する。</li> </ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>対面通行開始から終了までの間設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徐行を必要とする期間設置する。</li> </ul>
特記事項	<p>規格色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>拡大率は、1倍または1.3倍を標準とする。</li> <li>但し、場所によっては1.6倍を用いることができるものとする。</li> </ul>	<p>規格色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>拡大率は、1倍または1.3倍を標準とする。</li> <li>但し、場所によっては1.6倍を用いることができるものとする。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、休日等で工事を実施しておらず、徐行を必要としない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。</li> <li>日によって工事区間が移動する場合は、その都度工事区間に合わせて、設置するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、休日等で工事を実施しておらず、徐行を必要としない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。</li> <li>日によって工事区間が移動する場合は、その都度工事区間に合わせて、設置するものとする。</li> </ul>
記号	(3)	(5)

表2 保安設備標準様式図（10 /17）

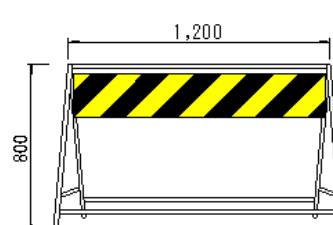
番号	(19)	(20)
区分	道路標識	移動柵
名称	指定方向外進行禁止	バリケード
様式 および 標準寸法 (単位mm)	規制標識（311-F） 	
設置位置	・車両の進行を禁止する場所の前面に設置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の作業区域を周囲から明確に区分するため、作業区域を囲むように設置する。</li> <li>ただし、作業区域が植栽、ガードレール等によって明確に区分されている場合は設置を省略できる。</li> <li>なお、交通流と対面する箇所に設置する場合は、15度～30度の角度でりつけ区間を設ける。（補足③参照）</li> </ul>
設置期間	・車線規制開始から終了までの間設置する。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>拡大率は、1倍または1.3倍を標準とする。</li> <li>但し、場所によっては1.6倍を用いることができるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横板部は黄色と黒で交互に斜縞に彩色し、各縞の幅は10～15cm、水平との角度は45度を標準とする。</li> <li>高さ0.8m以上1m以下、長さ1m以上1.5m以下。</li> <li>支柱上端に幅15cm程度の横板を取り付けたものとする。</li> </ul>
摘要		<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者及び自転車がバリケードに沿って通行する部分の設置に当たっては、バリケードの間隔をあけないようにし、又はバリケードの間に安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置しなければならない。</li> <li>長さ1.5m以下の規定から、A型バリケードの使用が原則であるが、現場条件等からやむを得ず単管バリケードを用いる場合には、端部に歩行者や自転車が近寄り、接触する恐れがあるなど、危険が想定される箇所について、A型バリケードを使用する、もしくは安全キャップの設置、危険部位の注意喚起を行う等、十分な安全対策を行うこと。</li> </ul>
記号	(4)	Y---

表2 保安設備標準様式図（11 /17）

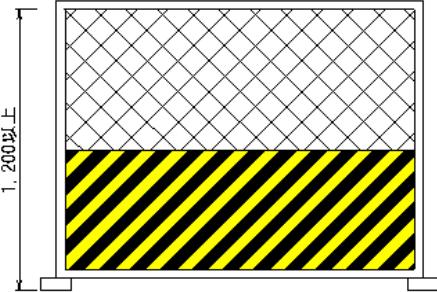
番号	(21)	(22)
区分	固定柵	カラーコーン
名称	パネルフェンス	
様式 および 標準寸法 (単位mm)		
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期にわたり作業区域を設定する場合、大型作業機械を使用する場合、掘削深が深い場合掘削土砂が区域外に飛散する等、歩行者に迷惑をかける恐れのある場合、その他、特に必要と認める場合に際して用いる。</li> <li>設置する際はパネルフェンスの間隔を開けないようにする。</li> <li>なお、交通流と対面する箇所に設置する場合は、15度～30度の角度でりつけ区間を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の作業区域を周囲から明確に区分するため、作業区域を囲むように、バリケード等と組合させて設置する。（補足③参照）</li> </ul>
設置期間		
特記事項	<p>規格色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高さ1.2m以上とする。</li> <li>通行者（自動車を含む）の視界を妨げないようにする必要がある場合は、柵の一部または全部を金網等で張り、見通しをよくするものとする。 その際には、掘削残土の飛散防止等への対策、及び作業区域の明示という観点にも十分配慮すること。</li> <li>袴部は黄色と黒で交互に斜縞に彩色（反射処理）し、各縞の幅は10～15cm、水平との角度は45度を標準とする。</li> <li>袴の2/3以下の部分に黄色又は白色に彩色した箇所を設け工事名、起業者名、施工者名、公衆への注意事項等を記入してもよい。</li> </ul>	
摘要		<ul style="list-style-type: none"> <li>風等により、移動や転倒が起こらないよう留意し、ウエイトを設置するなど、対策を施すこと。</li> </ul>
記号		

表2 保安設備標準様式図（12 /17）

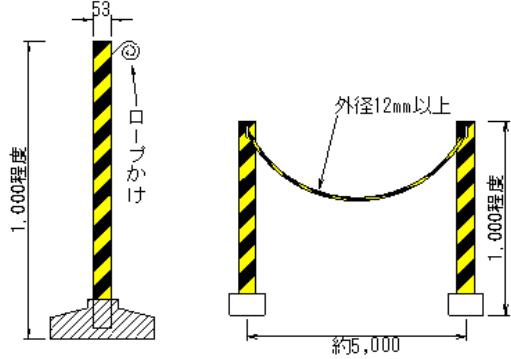
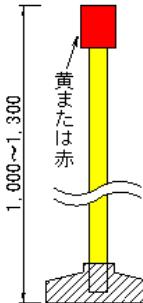
番号	(23)	(24)
区分	歩道柵	保安灯
名称		赤色灯
様式 および 標準寸法 (単位mm)		
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者の通路に面する箇所（歩道部等）に使用し、設置に際しては連続させる。</li> <li>歩道ロープに代え、バリケード、パネルフェンスの設置も可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の作業区域を周囲から明確に区分するため、作業区域を囲むように、バリケード等と組合させて設置する。（補足③参照）</li> <li>設置間隔は、交通流に對面する部分では2 m程度、その他の道路に面する部分では4 m以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置しなければならない。</li> </ul>
設置期間		
特記事項	<p>規格色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支柱及びロープは、黒黄の縞をほどこすものとする。</li> <li>柱間隔は3～5 mとする。</li> <li>ロープの外径は12 mm以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間の視認距離150 m以上の効果をもつものとする。</li> </ul>
摘要	<p>歩行者及び自転車が作業区域に沿って通行する箇所には、バリケードの間隔をあけないようにし、又はバリケードの間に安全ロープ等を張ってすき間の生じないよう措置するものとするが、作業区域が植栽等によって明確に区分されている場合等、現場の状況により、歩道柵に代える事ができる。</p>	
記号	—○—○—	◎

表2 保安設備標準様式図（13 /17）

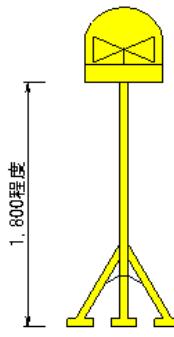
番号	(25)	(26)
区分	保安灯	保安灯
名称	すずらん灯・チューブライト	回転灯
様式 および 標準寸法 (単位mm)	<p>(すずらん灯)</p>  <p>(チューブライト)</p> 	
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事箇所を明確に区分するために設置する。</li> <li>路面から1m程度(1m~1.3m)の高さに、4m以内の間隔で設置する。</li> <li>工事箇所の隅角部の設置については特に注意して行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事区間の起点部に遠方から工事箇所を確認できるよう設置する。（補足③参照）</li> <li>電灯線が引けない箇所は、赤色灯1灯で可とする。</li> </ul>
設置期間		
特記事項	<p>規格色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>赤色灯の光度は夜間150m前方より視認できるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回転灯は黄色とし、光度は夜間200m前方より視認できるものとする。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>すずらん灯を用いる場合は、作業箇所を明確に区分するため、工事箇所の隅角部に赤色灯を併用する等、配慮すること。</li> </ul>	
記号	(25)	(10)

表2 保安設備標準様式図（14 /17）

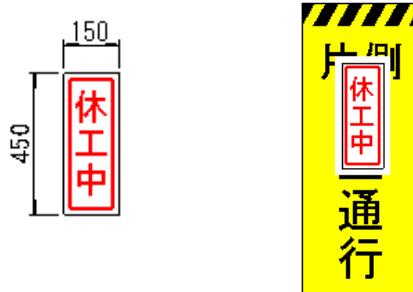
番号	(27)	(28)
区分	休工中ステッカー	設置者ステッカー
名称		
様式 および 標準寸法 (単位mm)		
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、休日等で工事を実施しておらず、必要としない標示板の前面に貼るものとする。</li> <li>工事時間が明記されている看板についても、ステッカーを貼ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標示板、道路標識、移動柵、保安灯等の保安設備には、所有者を明確にするため、ドライバーから見えない箇所に、会社名・連絡先を記載するものとする。</li> </ul>
設置期間		
特記事項	<p>規格色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文字および縁線は赤色、地色は白色とする。</li> <li>一字の大きさは100mmとし、字体はゴシック体とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寸法及び色彩は任意とする。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中看板、工事予告看板、工事説明看板、工事情報看板、道路標識及び道路標識を含む標示板には貼ってはならない。 (補足④参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考図に示す標示板の場合は、表下部に記載しても良い。</li> </ul>
記号	(26)	(27)

表2 保安設備標準様式図（15 /17）

番号	参①		参②
区分	参考		参考
名称	標示板(片側交互通行)		標示板(工事区間終り)
様式 および 標準寸法 (単位mm)	<b>保安設備標準様式図(4/17)</b> 「(7)標示板「片側交互通行」に 記載。		<b>保安設備標準様式図(4/17)</b> 「(8)標示板「工事区間終り」に 記載。
特記事項	設置位置		
記号	(28)		(29)
番号	参③		参④
区分	参考		参考
名称	標示板(段差注意)		標示板(段差予告)
様式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項	設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の状況により、車両の運転上注意の必要があると認められる箇所に適宜設置する。</li> <li>車両の運転上注意の必要がある期間設置する。</li> <li>規格・色彩等は任意とする。</li> </ul>	
記号	(30)		(31)

表2 保安設備標準様式図（16 / 17）

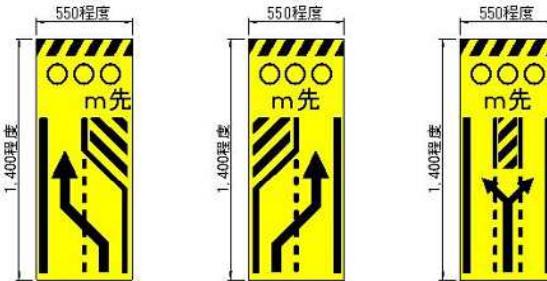
番号	参⑤		参⑥
区分	参考		参考
名称	標示板(停止位置)		
様式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項 設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の状況により、一時停止を必要とする箇所（片側交互通行車等）に適宜設置する。</li> <li>一時停止を必要とする期間設置する。</li> <li>夜間、休日等で車線規制を行っていない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。</li> <li>規格・色彩等は任意とする。</li> </ul>		
記号	(32)		
番号	参⑦		参⑧
区分	参考		参考
名称	標示板(工事予告)		標示板(車線数減少)
様式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項 設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>(15) の「工事予告(213)(501)」に代えて、設置しても良い。</li> <li>(14) 「工事予告(213)(501)」の代替とはならないため、注意すること。</li> <li>夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。</li> <li>規格・色彩等は任意とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(16) の「車線数減少(211)」を設置した上で、それを補完するために設置する。</li> <li>夜間、休日等で車線規制を行っていない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。</li> <li>規格・色彩等は任意とする。</li> </ul>
記号	(34)		(35)

表2 保安設備標準様式図（17 /17）

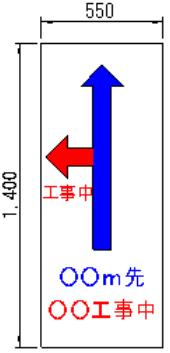
番号	参⑨		参⑩
区分	参考		参考
名称	標示板(徐行)		標示板(迂回路)
様式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項 設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>(18) の「徐行(329)」を設置した上で、それを補完する形で設置できる。</li> <li>夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去または休工中ステッカーを貼ることとする。なお、看板に標識を記載している場合は、ステッカーを貼らず、覆い等を行う。</li> <li>規格・色彩等は任意とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。</li> <li>規格・色彩等は任意とする。</li> </ul>
記号	(36)		(37)
番号	-		-
区分			
名称			
様式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項 設置位置			
記号			

表3 保安設備標準様式図補足（1／4）

## 補足①

工事中看板、工事予告看板、工事説明看板、工事情報看板の工事種別、工事内容「〇〇〇をおしています」の主な記載例

- 複数の工事内容が含まれる工事については、工事期間や規制期間が最も長くなる、主たる工事内容について記載する。

区分	主な工事	表 例	
		工事種別	工事内容
道路工事	舗装の補修工事	舗装補修工事	道路の舗装をおしています
	側溝補修工事	側溝補修工事	道路の側溝をおしています
	植栽剪定工事	植栽剪定工事	道路の植栽を剪定しています
	防護柵補修工事	防護柵補修工事	ガードレールをおしています
	その他の道路維持工事	道路維持工事	〇〇〇〇(排水桿、標識、照明灯)をおしています 〇〇〇〇(草刈り、側溝の清掃、路面清掃)を行っています
	橋梁の伸縮装置等の補修工事	橋梁補修工事	橋の補修工事を行っています
	橋梁塗装工事	橋梁塗装工事	橋の塗装を行っています
	橋梁耐震補強工事	橋梁耐震補強工事	橋の耐震補強を行っています
	落石対策工事	落石対策工事	落石対策工事を行っています
	法面補修工事	法面補修工事	道路の法面をおしています
	歩道の新設工事	歩道工事	歩道の整備を行っています
	歩道の拡幅工事	歩道工事	歩道の拡幅を行っています
	右折帯の設置工事	交差点改良工事	右折帯の設置を行っています
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線の地中化を行っています
	照明灯設置工事	照明灯設置工事	照明灯の設置を行っています
	標識設置工事	標識設置工事	標識の設置を行っています
	道路の拡幅工事	道路改良工事	道路の拡幅を行っています
	道路のバイパス工事	バイパス工事	新しい道路をつくっています
占用工事	橋梁架替工事	橋梁架替工事	橋の架替えを行っています
	橋梁新設工事	橋梁新設工事	新しい橋をつくっています
	防護柵の新設工事	防護柵設置工事	ガードレールの設置を行っています
	植栽の設置工事	植栽工事	道路の植栽工事を行っています
	区画線設置工事	区画線設置工事	道路の区画線をおして(設置を行つて)います
	電気通信ケーブル関連工事	電気(電話)工事	電気(電話)設備の新設(取替、移設、撤去)を行っています
	電柱移設工事	電気(電話)工事	電柱の新設(取替、移設、撤去)を行っています
	緊急補修工事(電気・電話)	電気(電話)工事	電気(電話)設備の緊急修理を行っています
	点検・補修工事(電気・電話)	電気(電話)工事	電気(電話)設備の点検(修理)を行っています
	舗装復旧工事(電気・電話)	電気(電話)工事	電気(電話)設備の埋設跡の復旧を行っています
	管路工事(ガス、水道、下水)	ガス(水道、下水道)工事	ガス(水道、下水道)管の新設(取替、移設、撤去)を行っています
	緊急補修工事(ガス、水道、下水)	ガス(水道、下水道)工事	ガス(水道、下水道)管の緊急修理を行っています
	点検・補修工事(ガス、水道、下水)	ガス(水道、下水道)工事	ガス(水道、下水道)管の点検(修理)を行っています
	舗装復旧工事(ガス、水道、下水)	ガス(水道、下水道)工事	ガス(水道、下水道)管の埋設跡の復旧を行っています

表3 保安設備標準様式図補足（2／4）

## 補足②

工事中看板、工事予告看板、工事説明看板、工事情報看板の設置位置

- ・「工事中看板」は、規制する車線の車両進行方向起点のドライバー等の視認性を考慮した箇所に、歩行者等の支障にならないよう建築限界を守って設置する。
- ・「工事説明看板」は、工事現場の起終点の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから極力、注視されにくい位置に）堅固に設置する。
- ・「工事情報看板」は、工事が予定されている現場直近の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから極力、注視されにくい位置に）堅固に設置する。

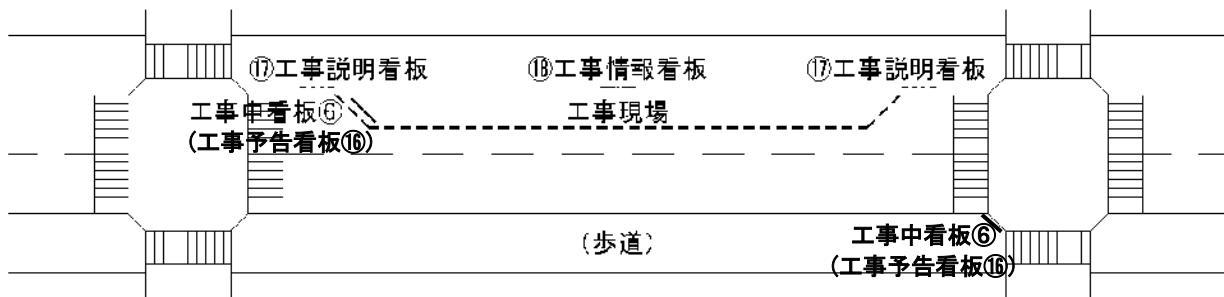


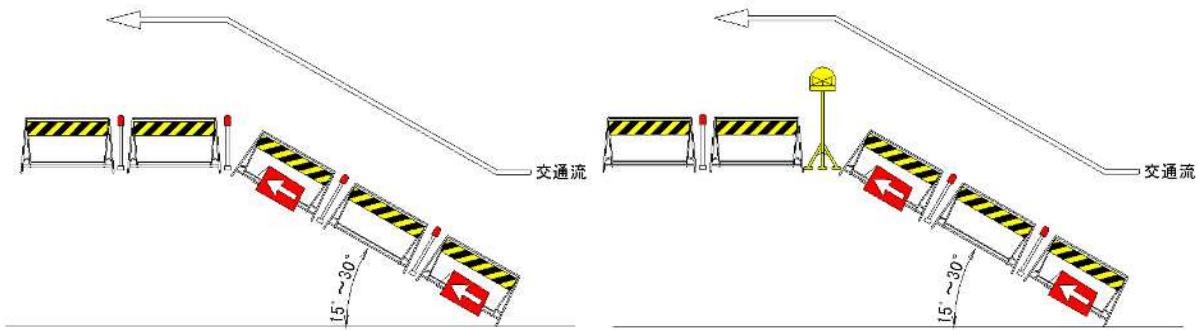
表3 保安設備標準様式図補足（3／4）

## 補足③

バリケード、赤色灯、回転灯、矢印板の設置方法

- 原則としてすりつけ区間を設け、15度～30度の角度ですりつける。設置間隔は、交通流に面する部分では二メートル程度、その他の道路に面する部分では四メートル以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置しなければならない。

・バリケード、赤色灯、回転灯、矢印板の設置方法



・交通流に面する箇所の設置方法



・交通流に平行な箇所の設置方法



・歩道に面する箇所の設置方法



・昼間の設置方法

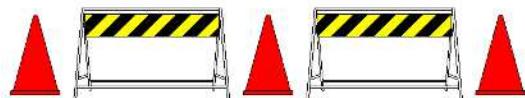


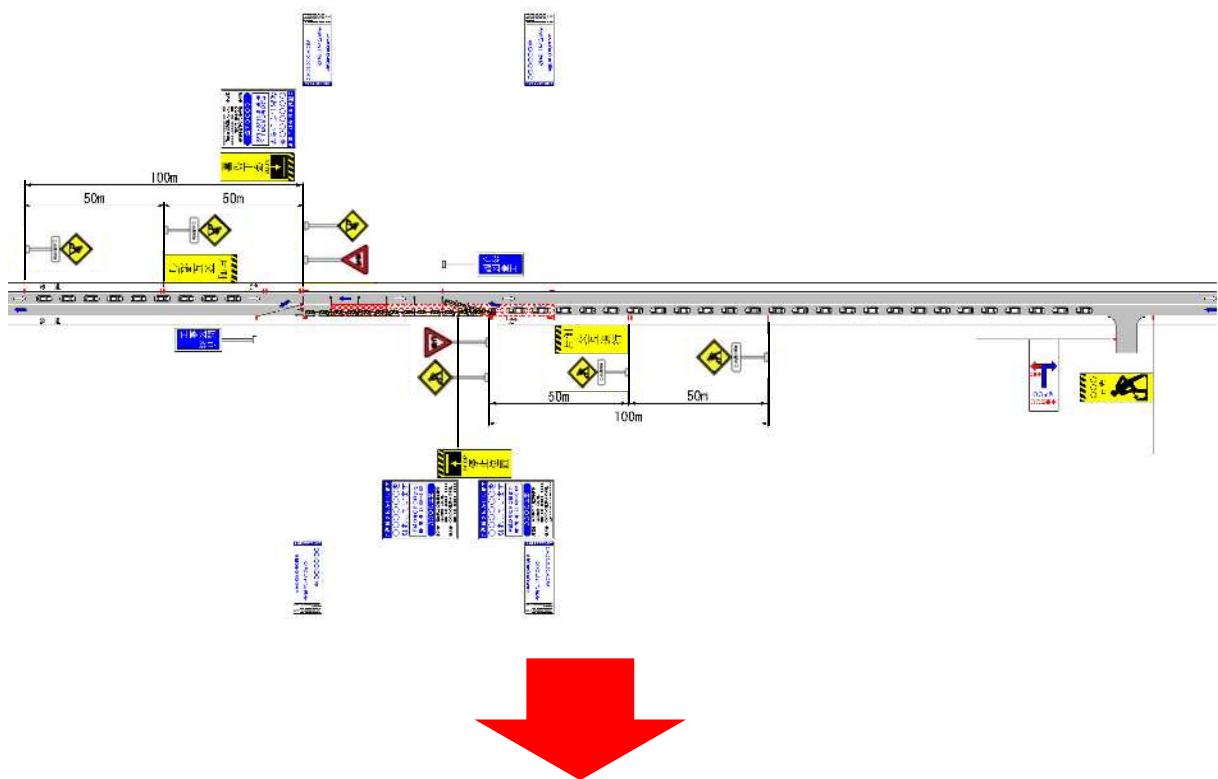
表3 保安設備標準様式図補足（4／4）

## 補足④

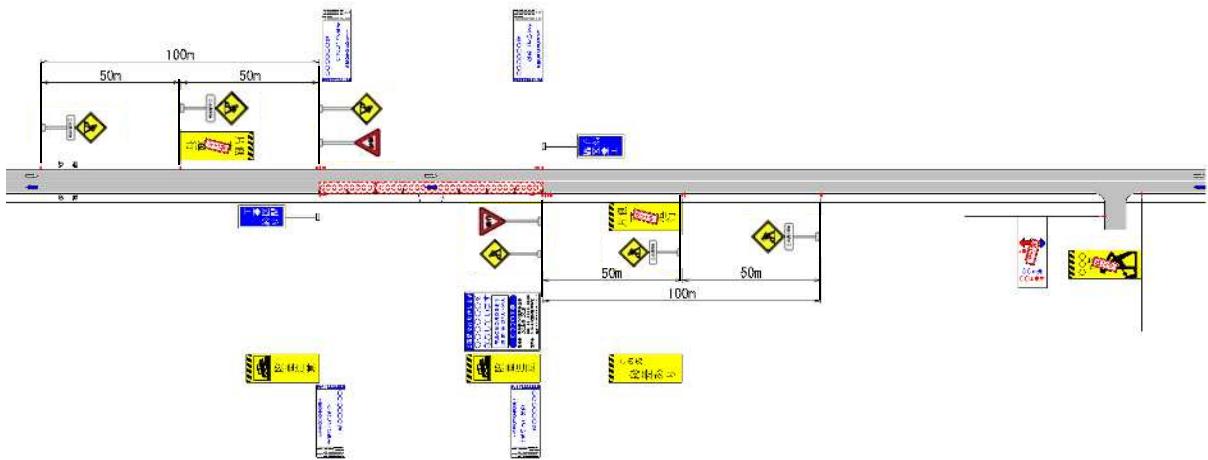
## 休工中ステッカーの貼付例

- ・工事中看板、工事予告看板、工事説明看板、工事情報看板、道路標識に貼ってはならない。
- ・もし、道路標識を含む標示板を使用している場合には、その標示板にもステッカーを貼ってはならない。
- 当基準に記載されない標示板を用いた場合でも、同様の措置を行うこと。
- ・隣接工事が工事中であり、当該工事の看板を休工中と表記することがふさわしくない場合には、隣接工事と調整の上、必ずしもこれらの措置を行う必要はない。
- ・また、工事が始まる前は、休工中とは言えないので、看板を覆う等の措置を行うこと。

## ・施工中



## ・交通開放（路面に段差等がある場合）



### 2-3 保安設備の設置方法

保安設備の配置方法は、表6『保安設備設置標準図』を参考に設置するものとする。

保安設備設置の主な留意点を以下に記す。

- ①保安設備は、交通の支障とならないように設置し、振動や風等で倒れないよう固定する。
- ②標示板、道路標識は、原則として植樹帯に設置し、植樹帯がない箇所については、防護柵等に固定するなど、建築限界を侵さないよう設置する。
- ③近接して工事が行われる場合、(13) 道路工事中、(14)・(15) 工事予告、(8) 工事区間終りは、各工事区間で調整を行い設置すること。また、(1) 工事中看板は、最初の箇所の車両対面箇所に設置するものとする。

表4 『保安設備設置標準図一覧表』

no	呼 称	適 用 条 件			
		工 種	車線数	作業箇所	摘 要
(1)	A-1型	車道打換舗装	4車線以上	片側全車線	当日開放の場合
(2)	A-2型	"	2車線	"	"
(3)	A-3型	"	4車線以上	片側一部車線	"
(4)	A-4型	"	"	片側全車線	"（路面軌道のある場合）
(5)	B-1型	車道打換舗装	4車線以上	"	継続規制の場合
(6)	B-2型	"	2車線	"	"
(7)	C-1型	局部打換(小規模)、 切削オーバーレイ、パッチング等	2車線	"	短期間の工事
(8)	C-2型	"	4車線以上	片側一部車線	"
(9)	D-1型	目地シール作業		片側全車線	短時間の工事
(10)	D-2型	"		片側一部車線	"
(11)	E型	レーンマーク作業			
(12)	F-1型	路面清掃、路側作業（機械）		車道、路側	
(13)	F-2型	短時間の路側作業（人力）		路側、路肩、歩道	当日開放の場合
(14)	G型	長時間の路側工事		路側、路肩、歩道	継続規制の場合
(15)	歩道工事	歩道工事		歩道	
(16)	区間施工	部分施工（施工中）		車道	
(17)	"	"（交通開放）		"	

（注）例示のない場合、適用条件の類似のものに準じて処理のこと。

表5 『保安設備設置標準図索引表』

no	索引項目				摘要	
	①車線数	②規制車線	③作業箇所	④工種		
(1)	4車線以上	片側2車線		片側全車線	車道打換舗装	当日開放の場合 A-1型
(2)		"	軌道上通行	"	"	" (路面軌道のある場合) A-4型
(3)		"		"	"	継続規制の場合 B-1型
(4)		片側1車線		片側一部車線	"	当日開放の場合 A-3型
(5)		"		"	目地シール作業	短時間の工事 D-2型
(6)		"		"	局部打換, 切削オーバーレイ, パッチング等	短期間の工事 C-2型
(7)	2車線	片側1車線	交互通行	片側全車線	車道打換舗装	当日開放の場合 A-2型
(8)		"	"	"	目地シール作業	短時間の工事 D-1型
(9)		"	"	"	車道打換舗装	継続規制の場合 B-2型
(10)		"	"	"	局部打換, 切削オーバーレイ, パッチング等	短期間の工事 C-1型
(11)		"	"	車道	部分施工 (施工中)	区間施工
(12)		なし		"	" (交通開放)	区間施工
(13)	その他	なし		車道区画線	レーンマーク作業	E型
(14)		"		路側, 路肩, 歩道	短時間の 路側作業(人力)	当日開放の場合 F-2型
(15)		"		路側, 路肩, 歩道	長時間の路側作業	継続規制の場合 G型
(16)		"		車道、路側	路面清掃、 路側作業(機械)	F-1型
(17)		"		歩道	歩道工事	歩道工事

(注) 例示のない場合、適用条件の類似のものに準じて処理のこと。

表6 保安設備設置標準図 (1 / 17)

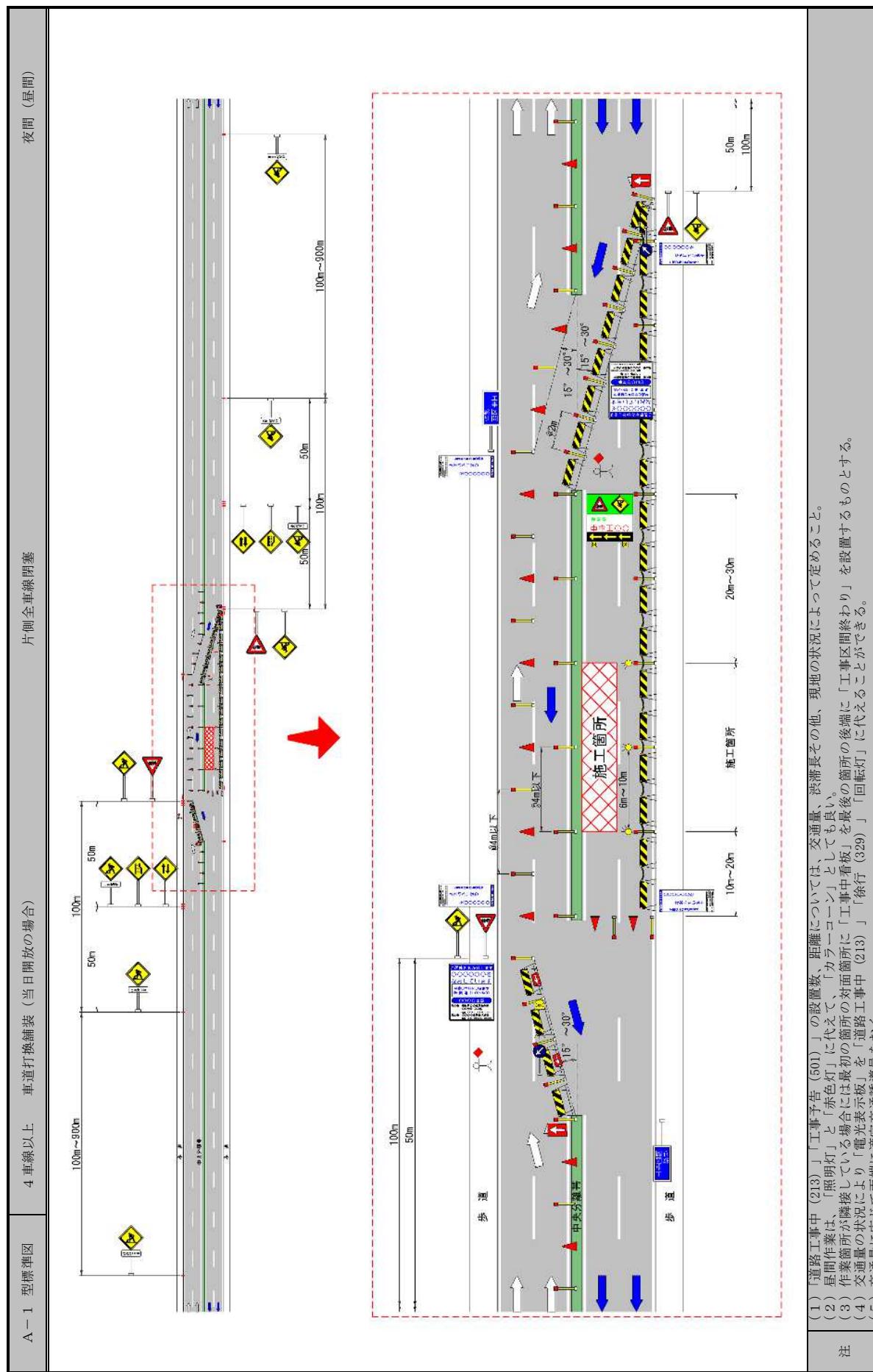
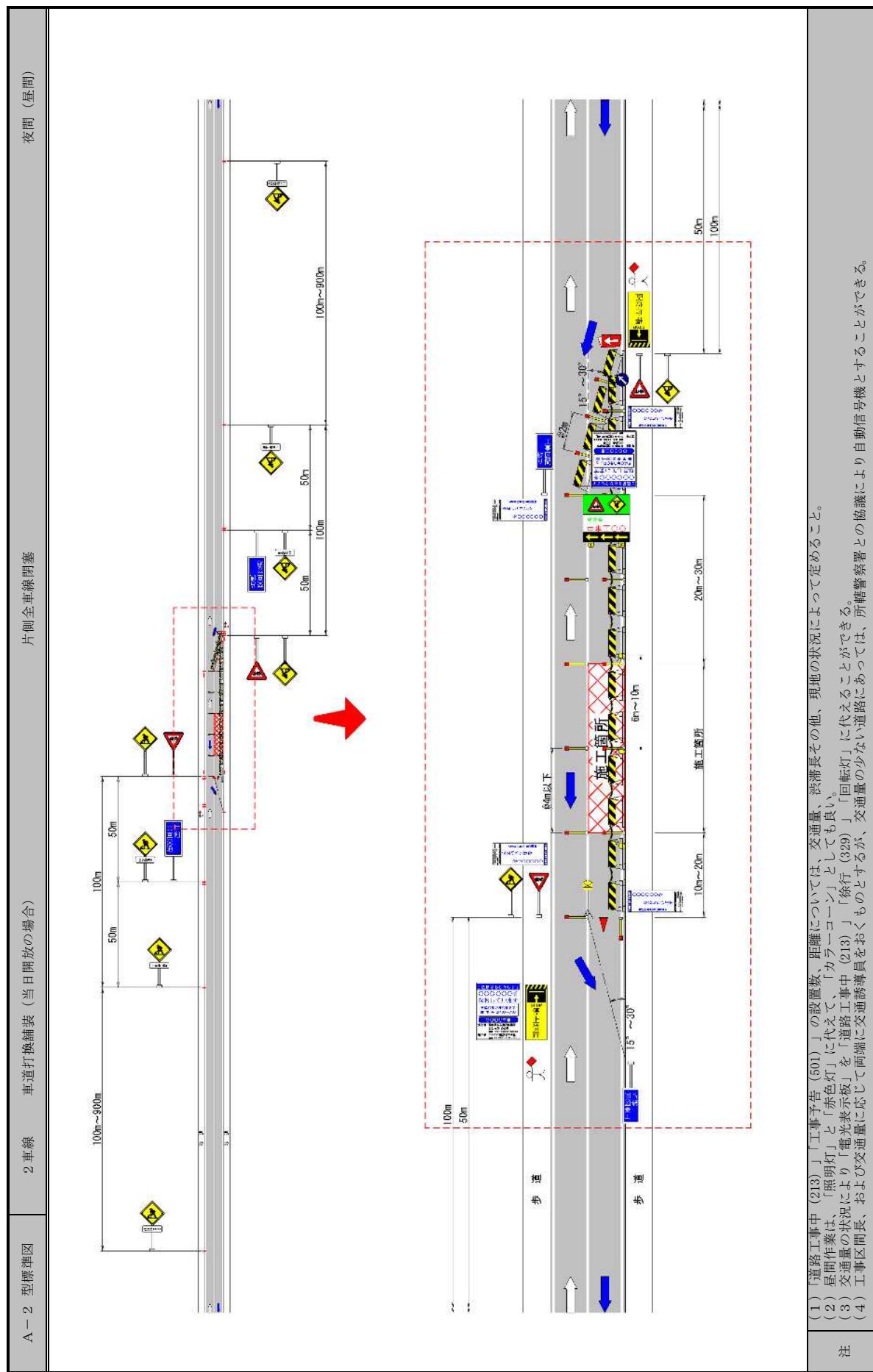


表6 保安設備設置標準図 (2 / 17)



- (1) 「道路工事中」(213)」「工事予告」(501)」の設置数、距離については、「交通量、渋滞長その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は、「赤色灯」と「カラーヨーン」としても良い。
- (3) 交通量の状況により「電光表示板」を「徐行」(329)」「回転灯」に代えることができる。
- (4) 工事区間長、および交通量に応じて両端に交通誘導員をおくものとするが、交通量の少ない道筋においては、所轄警察署との協議により自動信号機とすることができる。

注

表6 保安設備設置標準図 (3 / 17)

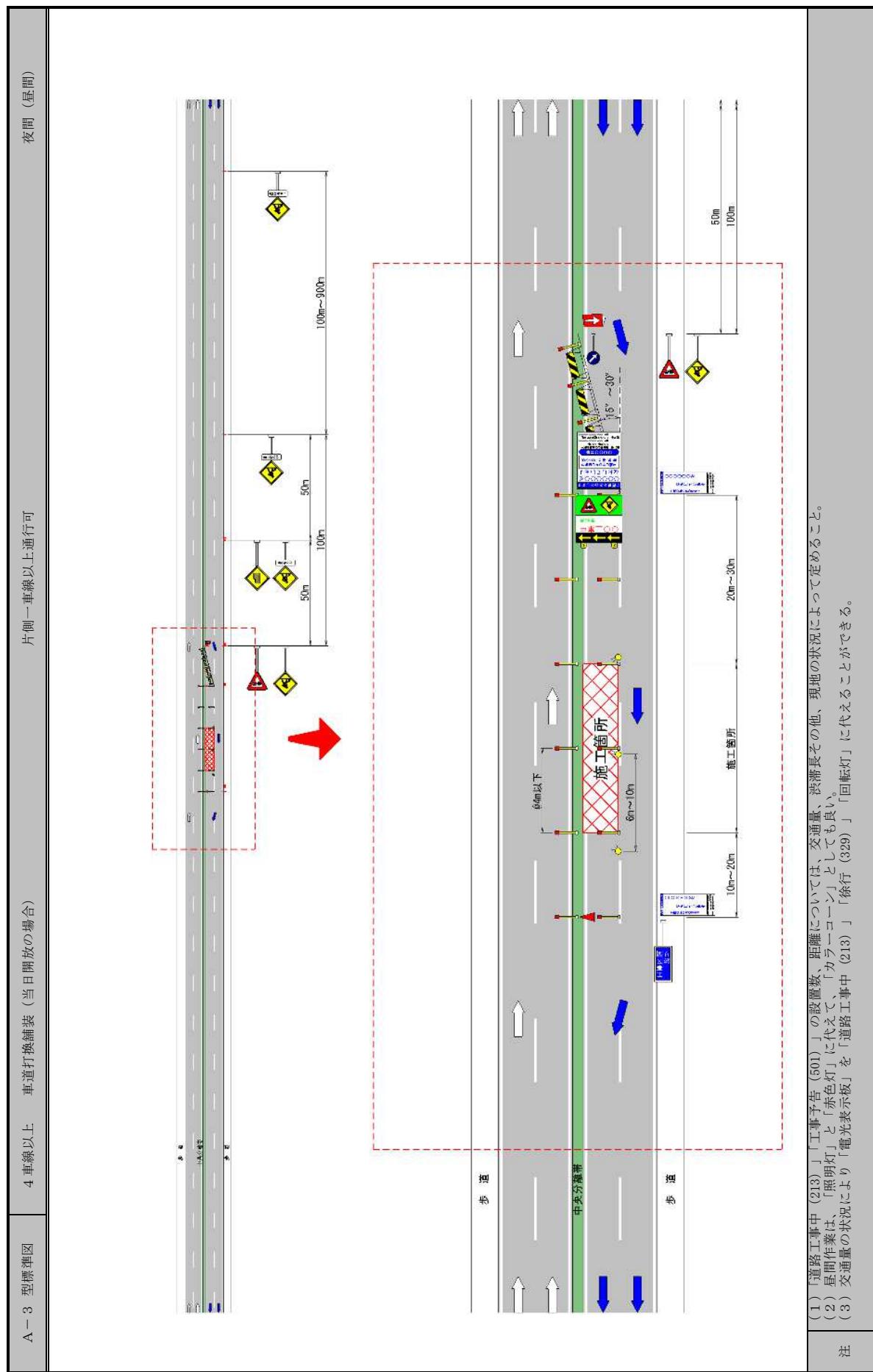
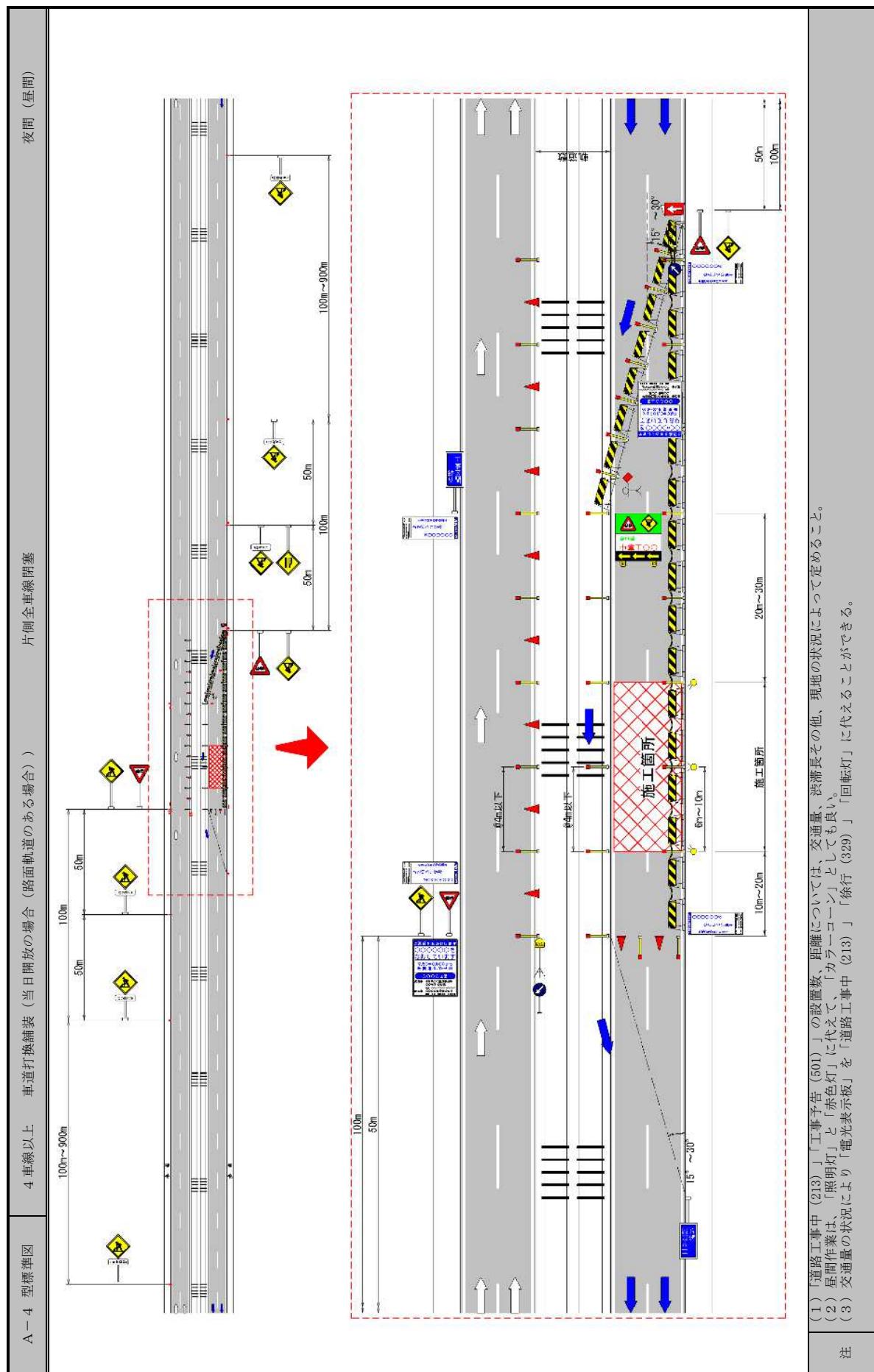


表6 保安設備設置標準図 (4 / 17)



(1) 「道路工事中」(213)、「工事予告」(501)、「設置数、距離については、「カラーラーン」と「赤色灯」に代えて、「カーラー」としても良い。

(2) 昼間作業は、「照明灯」と「赤色灯」に代えて、「カラーラーン」と「赤色灯」を「道路工事中」(213)、「通行」(329)、「徐行」(329)、「回転灯」に代えることができる。

注

表6 保安設備設置標準図(5/17)

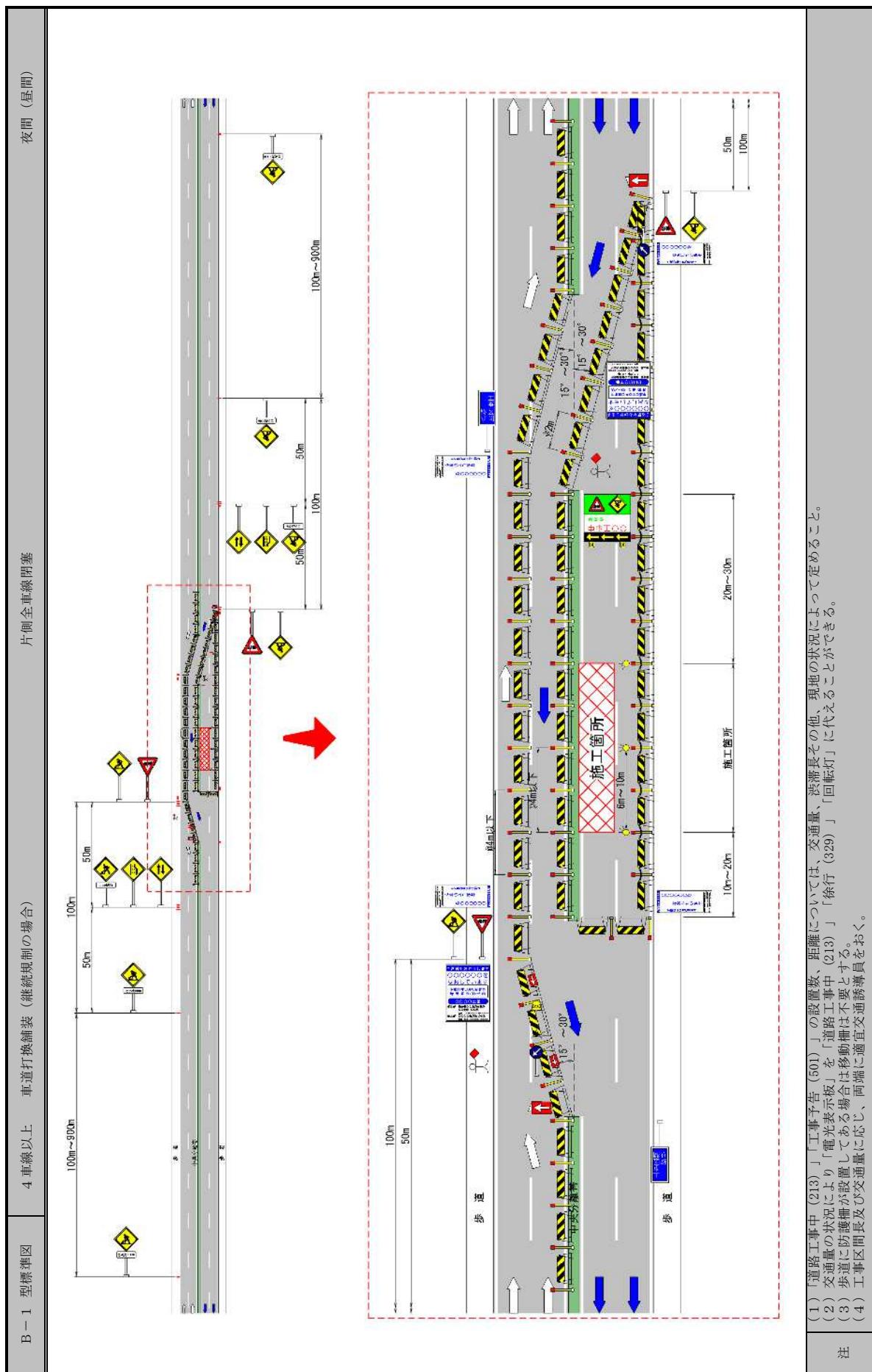


表6 保安設備設置標準図 (6 / 17)

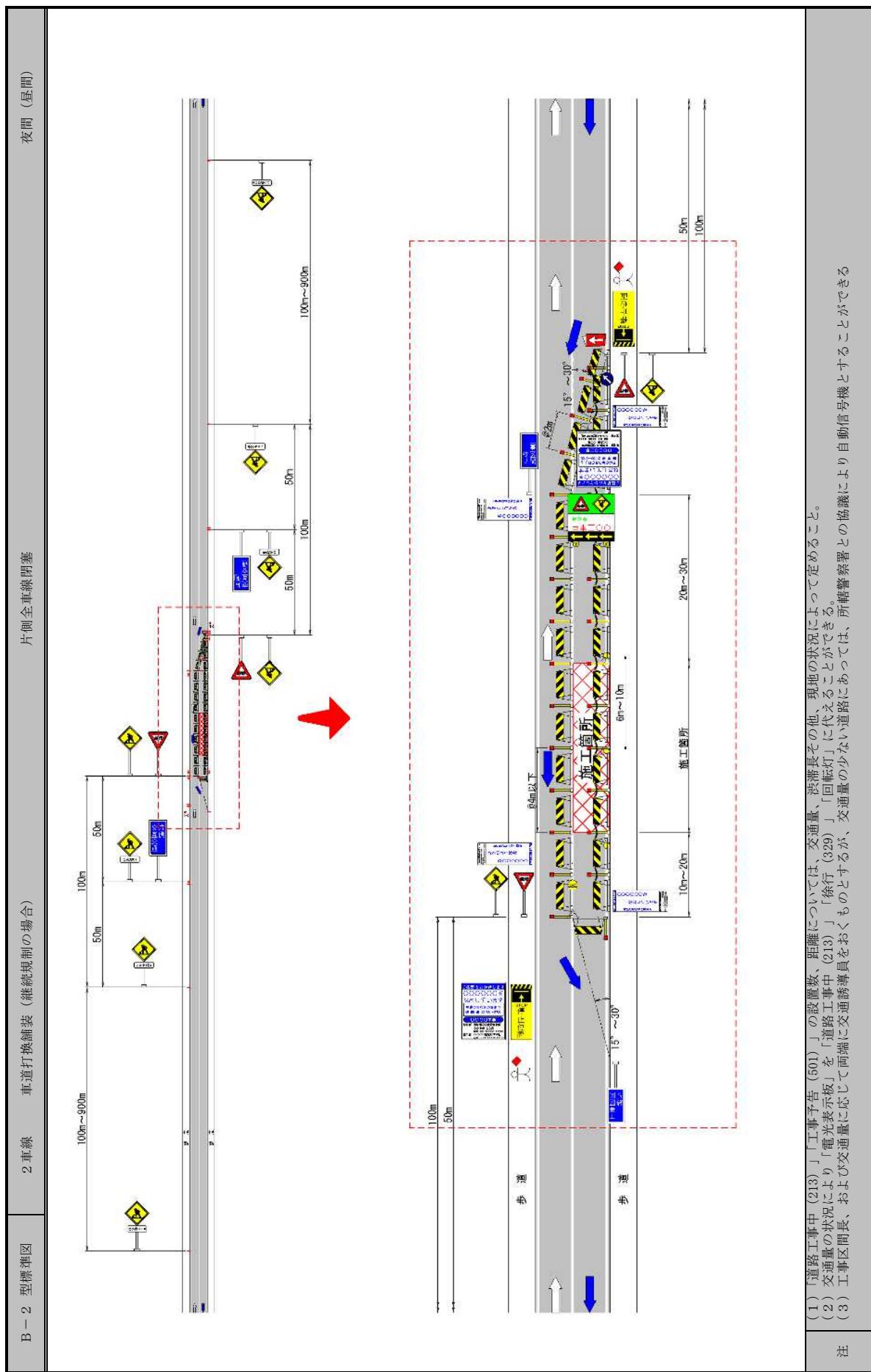


表6 保安設備設置標準図 (7 / 17)

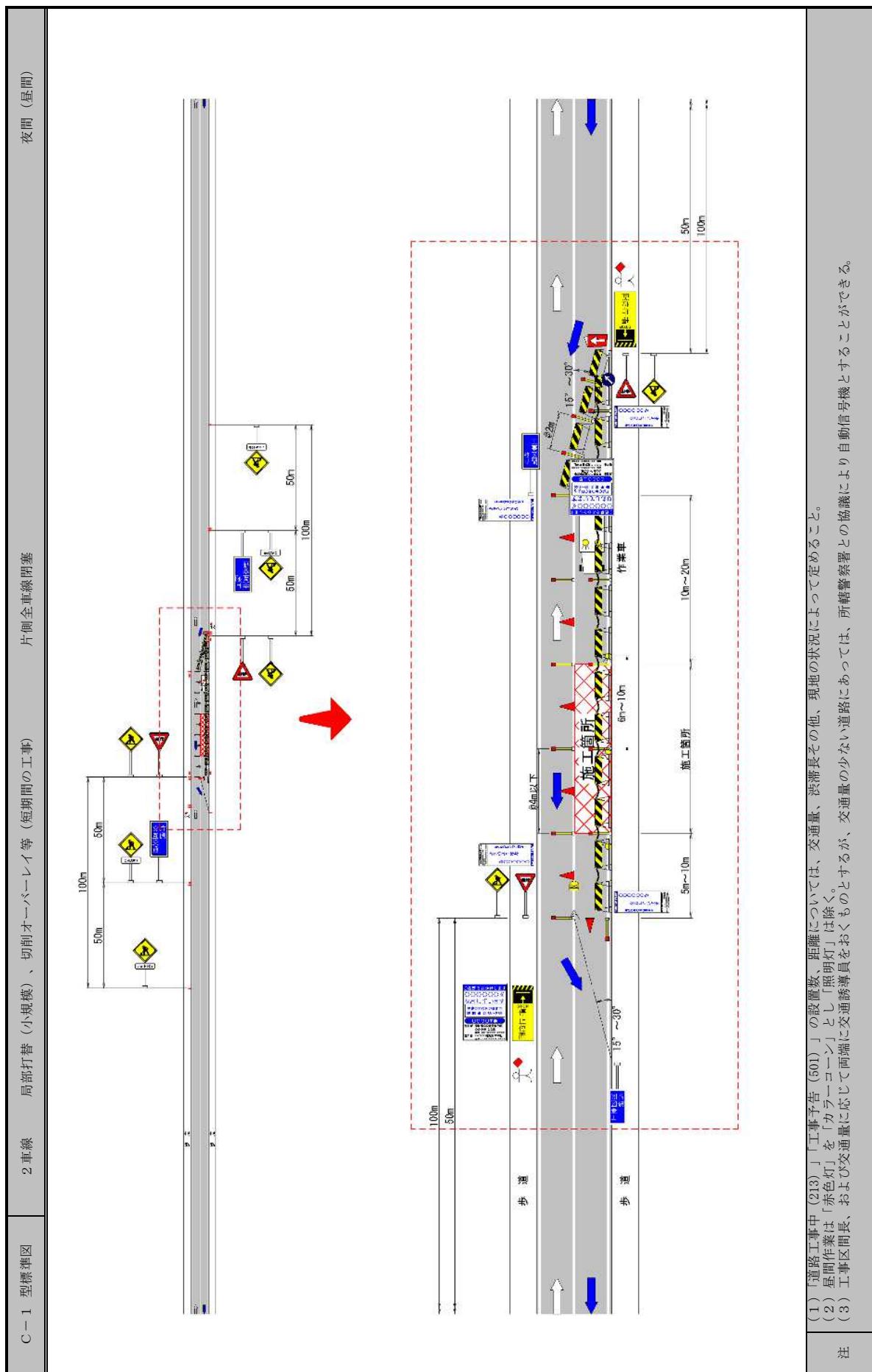


表6 保安設備設置標準図（8 / 17）

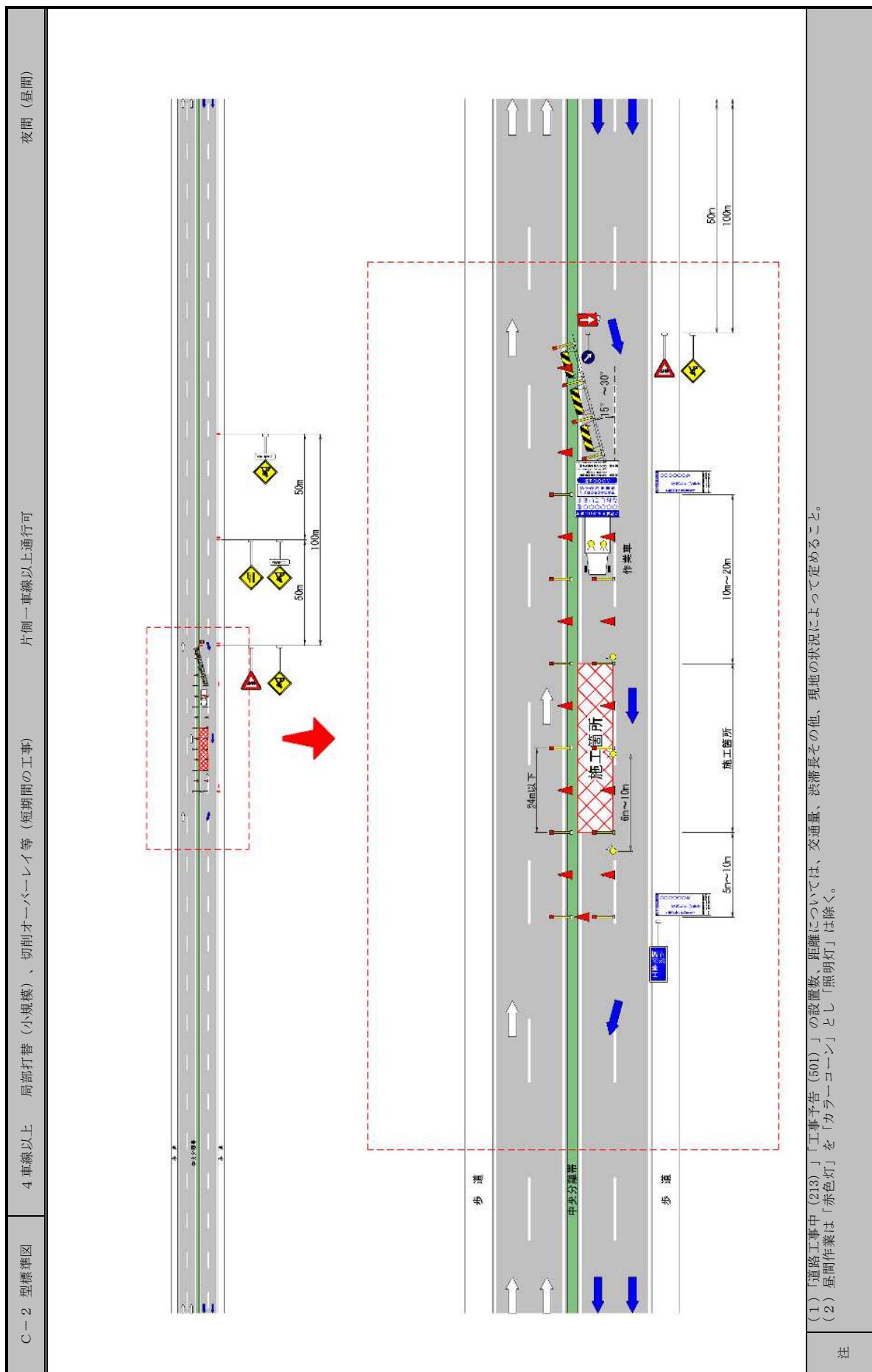


表6 保安設備設置標準図 (9 / 17)

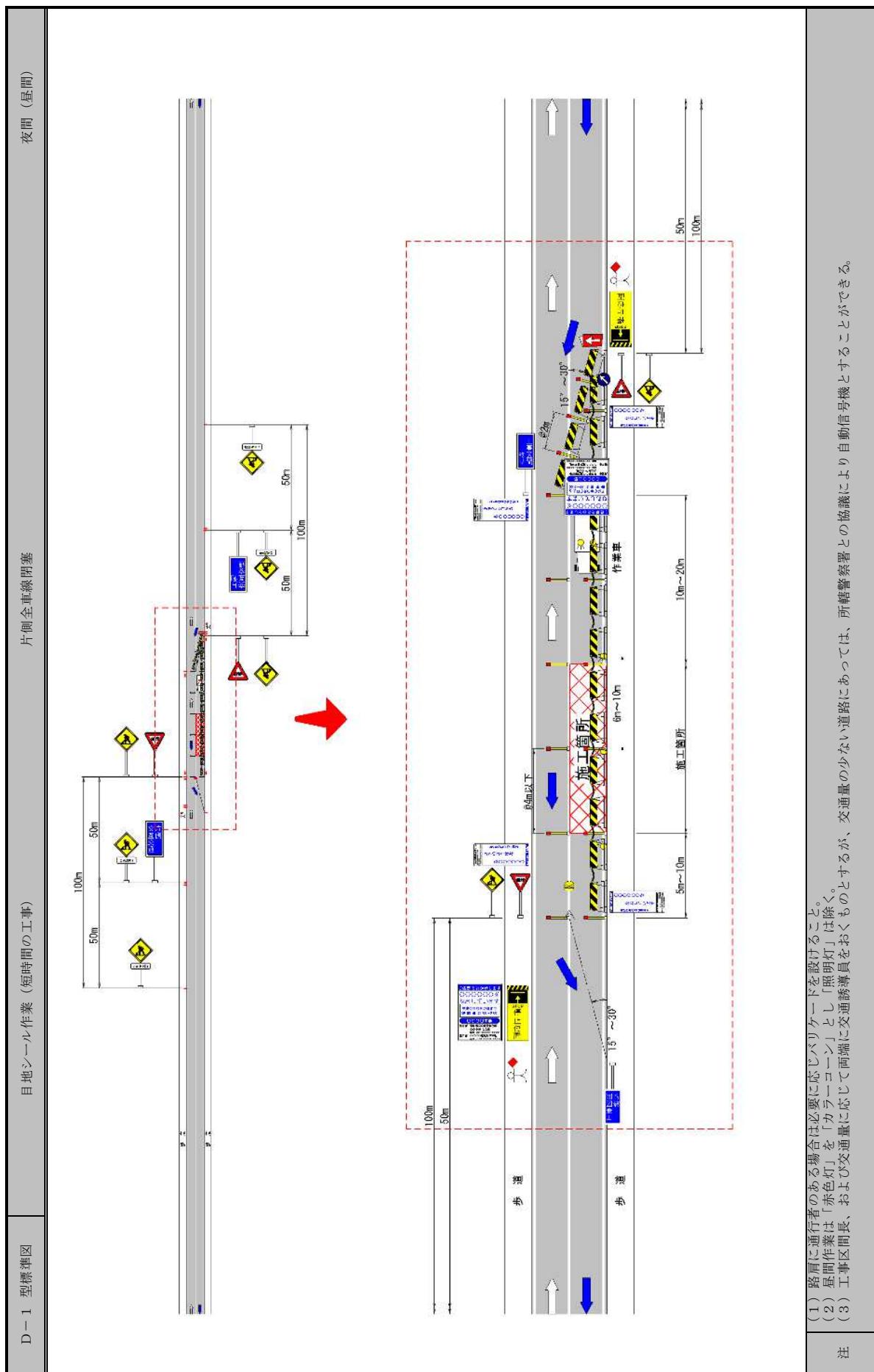


表 6 保安設備設置標準図 (10 / 17)

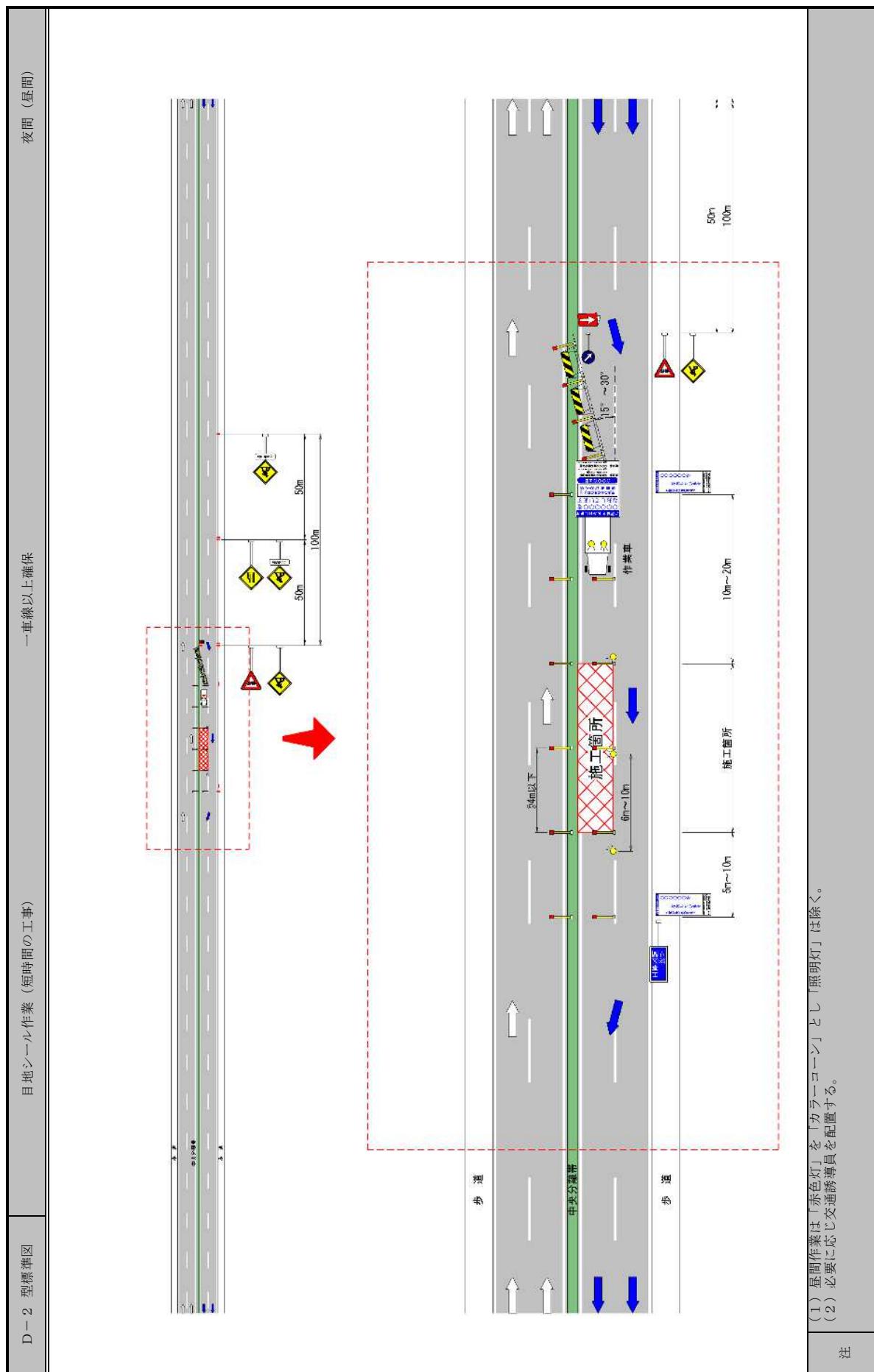


表 6 保安設備設置標準図 (11 / 17)

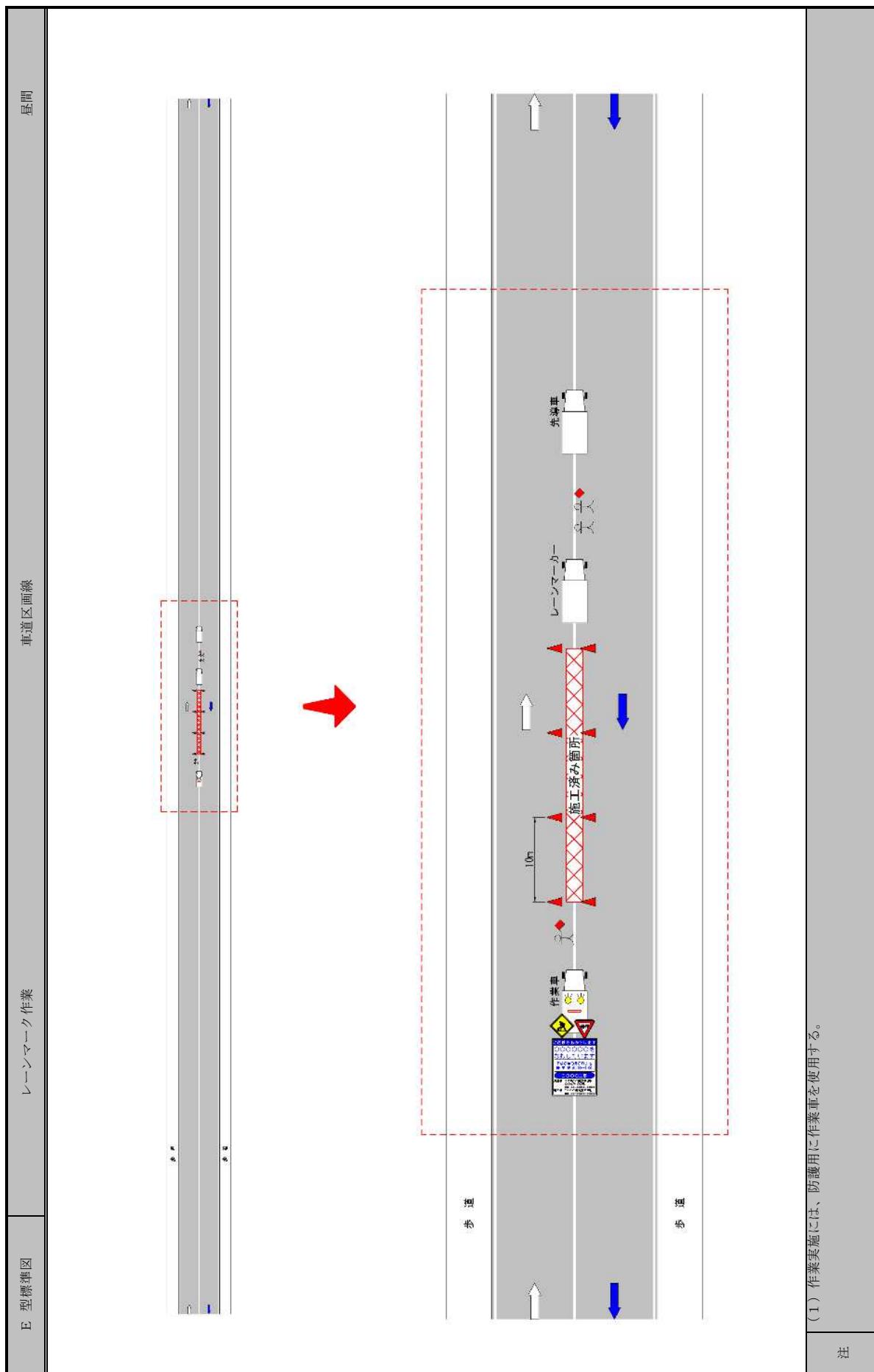


表 6 保安設備設置標準図 (12 / 17)

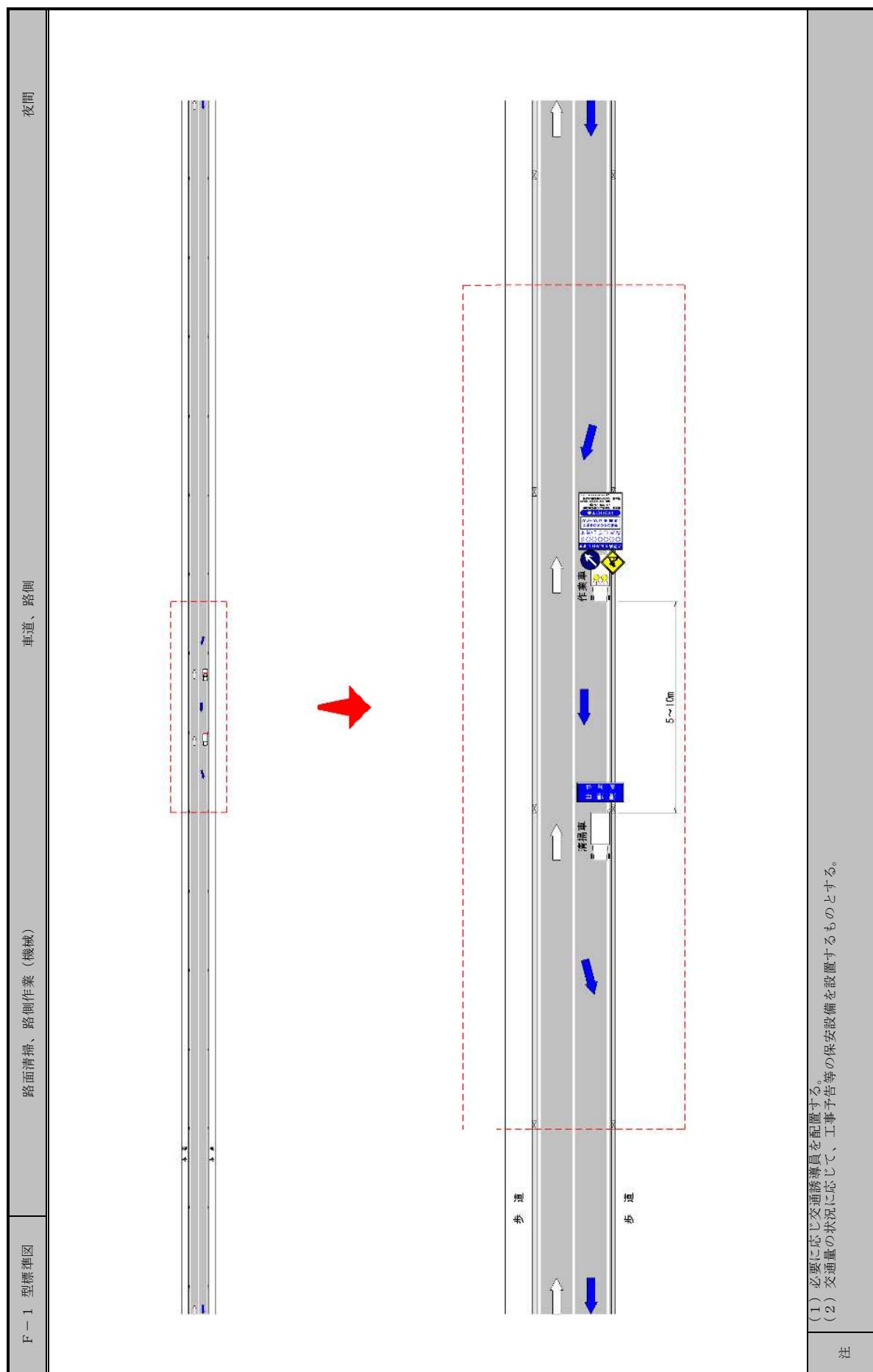


表 6 保安設備設置標準図 (13 / 17)

F-2 型標準図	短時間の路側作業 (人力) (当日開放の場合) 路側、路肩、歩道	夜間
		<p>(1) 昼間作業は「赤色灯」を「カラーポーン」とする。  (2) 路肩に通行者のいる場合は必要に応じ歩道柵を設けること。  (3) 必要に応じ交通誘導員を配置する。</p> <p>注</p>

表 6 保安設備設置標準図 (14 / 17)

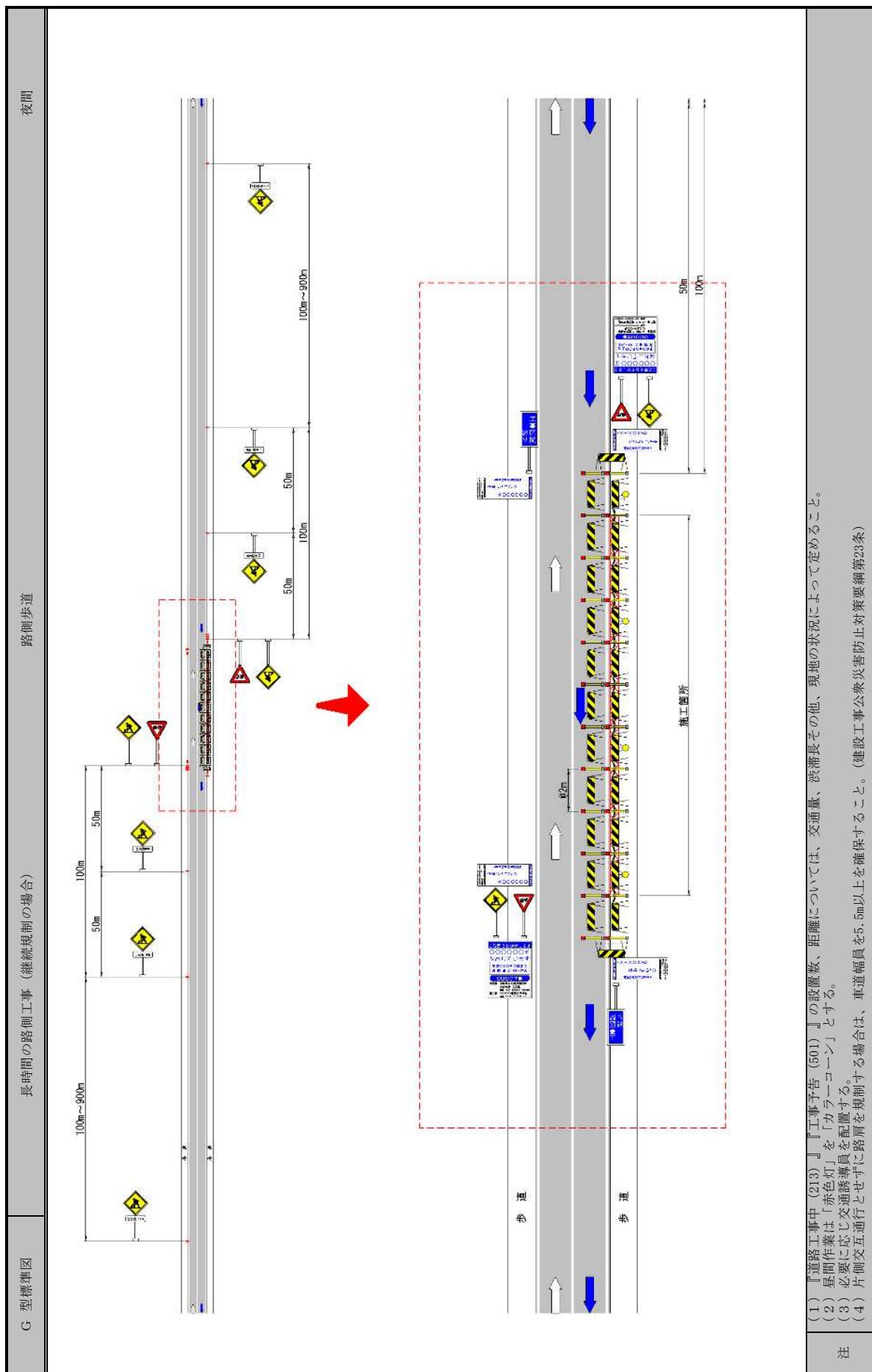


表 6 保安設備設置標準図 (15 / 17)

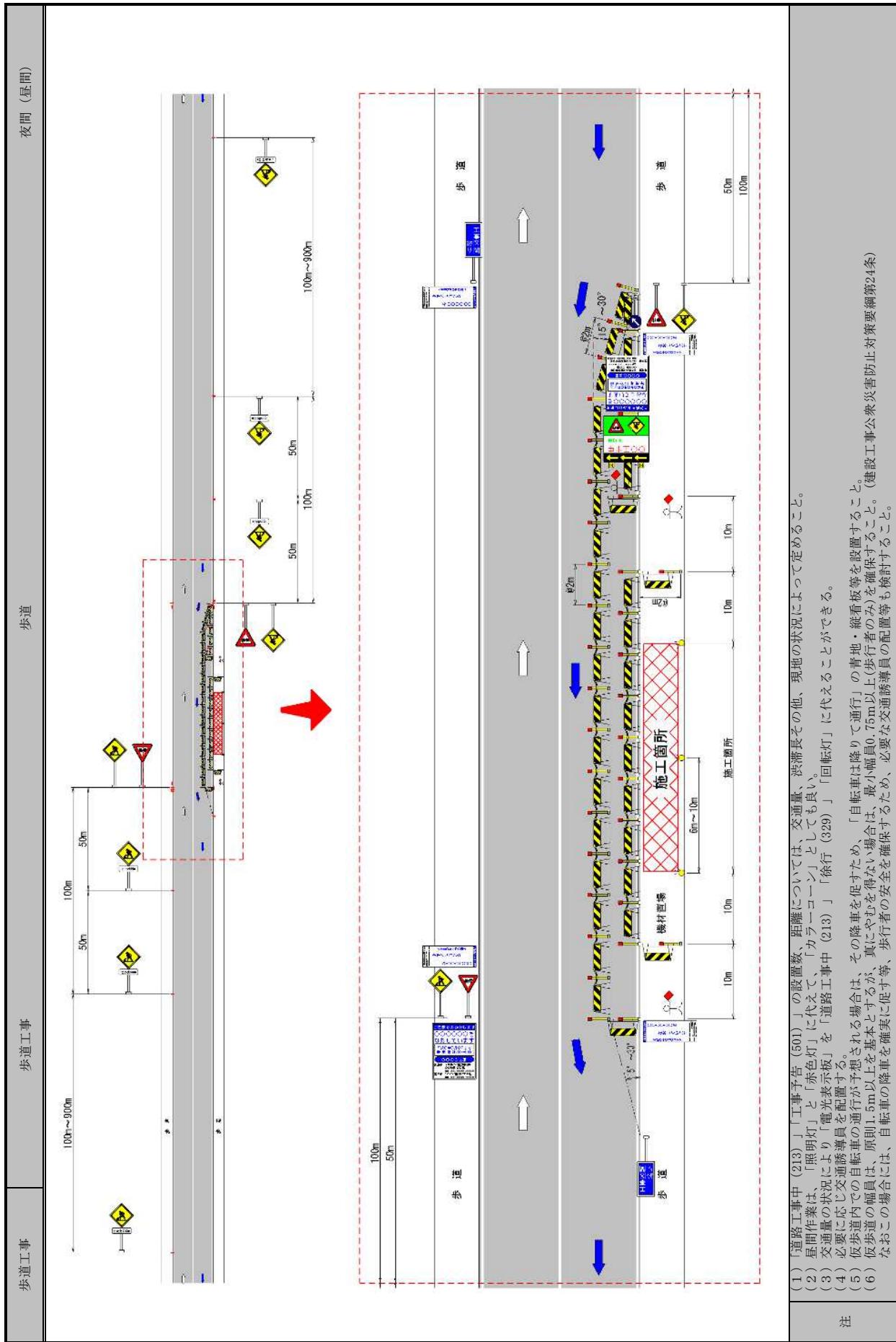


表 6 保安設備設置標準図 (16 / 17)

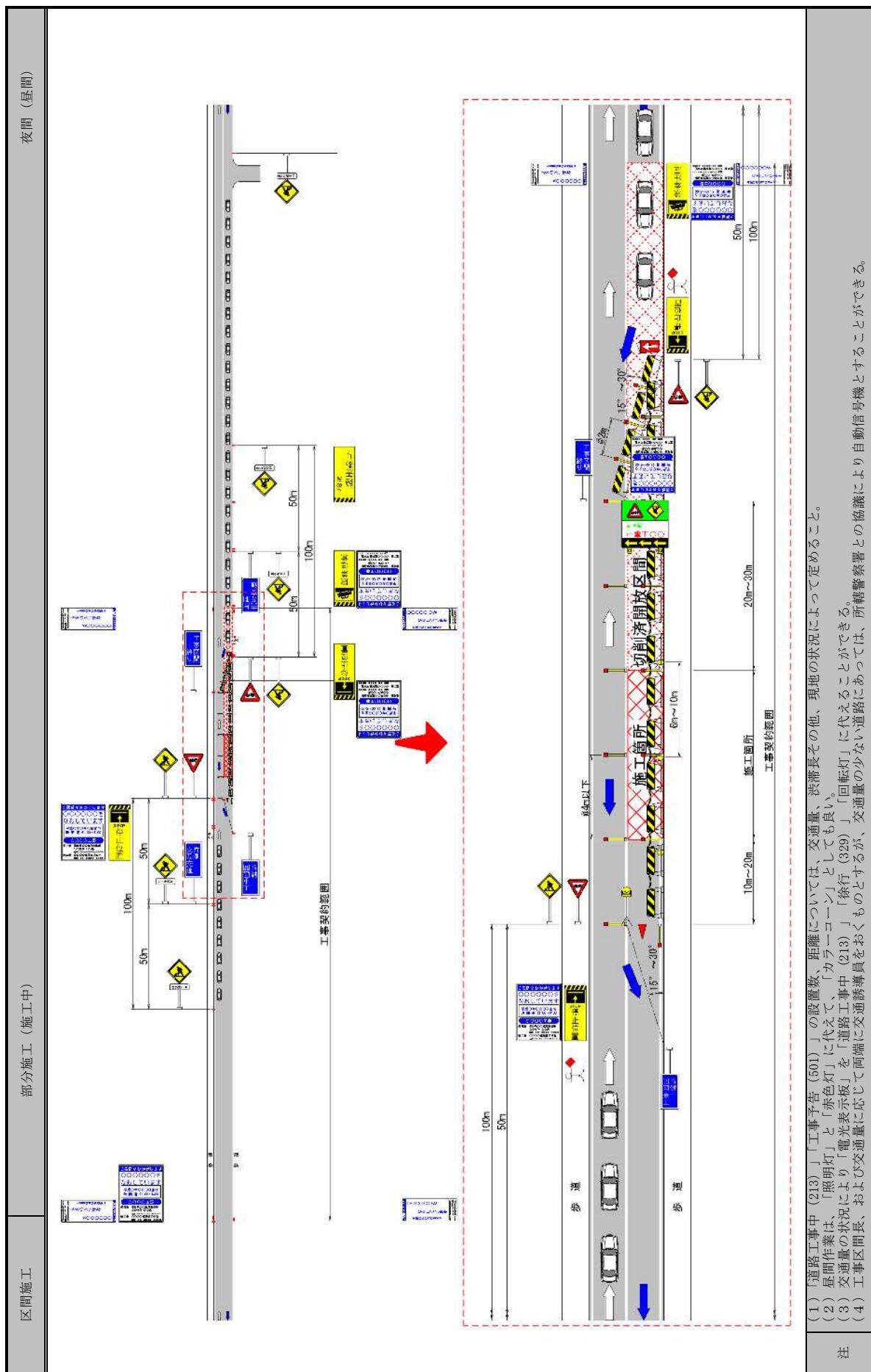


表 6 保安設備設置標準図 (17 / 17)

区間施工	部分施工(交通解放)	夜間(昼間)
		<p>図に示す通り、工事実施範囲内に「24時間」の表示がある場合は、工事終了部を示す「終工済部」の表示を設置する。</p>